

9月10日（木）



# 令和 2 年 9 月 10 日 ( 木 曜 日 )

午前10時0分開議

出 席 議 員 (39名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
4 番	岩 切 達 哉 (県 民 連 合 宮 崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 ( 同 )
7 番	窪 菌 辰 也 ( 同 )
8 番	脇 谷 の り こ ( 同 )
9 番	佐 藤 雅 洋 ( 同 )
10 番	安 田 厚 生 ( 同 )
11 番	内 田 理 佐 ( 同 )
12 番	日 高 利 夫 ( 同 )
13 番	丸 山 裕 次 郎 ( 同 )
14 番	冏 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームひびか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	高 橋 透 ( 同 )
19 番	中 野 一 則 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 ( 同 )
21 番	外 山 衛 ( 同 )
22 番	西 村 賢 ( 同 )
23 番	山 下 博 三 ( 同 )
24 番	右 松 隆 央 ( 同 )
25 番	野 崎 幸 士 ( 同 )
26 番	日 高 陽 一 ( 同 )
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 ( 同 )
31 番	太 田 清 海 ( 同 )
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	日 高 博 之 守 ( 同 )
34 番	濱 砂 守 ( 同 )
35 番	二 見 康 之 ( 同 )
36 番	星 原 透 ( 同 )
37 番	蓬 原 正 三 ( 同 )
38 番	井 本 英 雄 ( 同 )
39 番	徳 重 忠 夫 ( 同 )

## 地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
代 表 監 査 委 員 長	阿 緒 方 文 彦
人 事 委 員 長	濱 砂 公 一

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

---

◎ 代表質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、県民連合宮崎、渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、立憲民主党の渡辺創です。会派を代表して、持ち時間を十分に活用して質問してまいります。知事をはじめ執行部の皆様と、宮崎県の現状と未来を見詰め、有意義な議論ができることを期待しておりますので、御答弁よろしくお願いいたします。

さて、「経験のない規模の台風」という触れ込みだった台風10号は、県民に強い緊張感を与えながら九州西方の海上を通り抜けました。椎葉では、土砂災害により4名の方の行方が分からない状態が続いています。故郷から遠く離れた宮崎で罹災したベトナム人技能実習生に思いをはせると、胸が痛みます。一刻も早い救出を祈ります。

さて、台風災害に加え、2月以降、新型コロナウイルスの影響が県民生活を追い詰めています。特に、7月22日以降感染確認が続いた第2波は、宮崎に第1波とは質の異なる緊張感を与え、県内環境は一変しました。感染者を低位に抑え、いち早く経済再開に向けた動きを強めようとした「宮崎モデル」という言葉は、行政からも消え去り、一時は人口比での感染者数が東京や大阪、福岡などに続く全国上位との状況にも陥りました。

まずは、急増する感染者への対応に追われた医療機関や、行政をはじめ多くの方々の御努

力、御尽力に心から敬意を表し、感謝を申し上げます。感染者数は全国的にも再び落ち着きを取り戻し、県内でも感染確認の一報が途切れる状況になりました。今後は、この第2波の経験を生かし、いかにして秋冬にも予想される次の波に備えるかが、県民生活を守ることに直結します。

国の新型コロナウイルスに対する構えに変化が見られます。本当に知見は積み上げられているのか。これまでの根本が揺らぐ気配も見え隠れする状況に不安も募りますが、知事は県内の新型コロナをめぐる状況をどのように認識しているのか。第2波の経験を踏まえ、御認識をお伺いします。

壇上からもう一問。国は、コロナ禍で厳しい環境に追い込まれている中小事業者や個人事業者の生活を守り、事業の維持・継続へ力を振り絞ってもらおうと、持続化給付金制度をつくりました。細かい説明は省略しますが、収入がおおむね50%以上下がった事業者に、中小企業200万円、個人事業者100万円を上限に給付金を出す事業です。

国はさらに6月末から、いわゆるフリーランス、主たる収入を雑所得、給与所得で確定申告した個人事業者にも対象を拡大しました。今回は、そのフリーランスをめぐる給付金の制度欠陥を指摘します。

県央部の60代女性で、フリーランスのバスガイドをしている方のケースです。既に配偶者を亡くしておられますが、今も成人した息子さんや娘さんの子育てを応援しながら、フリーで仕事を続けています。昨年の確定申告によると、この方の昨年の収入は88万4,600円。いずれもバスガイドとしての乗務で、9社から支払いを受けており、そのうち8社分、85万7,000円は給与

所得になっていますが、1社分、2万7,600円だけが事業所得になっていました。仕事は、3月から少なくとも今月中までは全くオーダーがない厳しい状況で、フリーランスが持続化給付金の対象となり、生活が維持できると安堵したところでした。

ところが、この方の申請は受け付けてもらえませんでした。理由は、収入に事業所得が2万7,600円あったためです。国は、フリーランスの持続化給付金の場合、事業所得が1円でもあると、問答無用で申請を受け付けていません。事業所得が僅かでもあれば、個人事業者としての申請を指示しているからです。この方の場合、事業所得は僅か2万7,600円のみですから、国の指示どおり個人事業者として申請しても、対象額は僅か2万7,600円で、ほとんど救いになりません。そこで、事業所得分を外して給与所得分だけの申請を試みても、フリーランスとしての申請は不可というのが国の姿勢です。

この全ての足かせになっている2万7,600円の事業所得、国税庁や宮崎税務署に問い合わせると、法律上は、雑所得の形状であったとしても何の問題もありませんでした。しかし、実際は、確定申告の窓口で係員の指導に従って事業所得に計上したというのが事の真相です。ここでもし雑所得にしていれば、こんな理不尽な目に遭うこともありませんでした。御本人にしてみれば、恨み節の一つもという気分でしょうが、持続化給付金の制度が始まったのは、確定申告より後でありますし、そもそも、確定申告書類がこのような形で利用されるということは、税務署の方も想定していませんでしたので、税務署のせいというわけにもいきません。

たった2万7,600円、収入全体の3%が理由で、何の支援も受けられずにいる県民がいま

す。こんな不条理はありません。国会議員を通して国にも掛け合いましたが、中小企業庁は、同様のケースが幾つもあることを把握しながらも、制度の見直しや修正を図ろうという姿勢を一切示していません。置かれている状況が多様で、一律の扱いでは済まないフリーランスを救済するための制度であるにもかかわらず、こんなにも画一的で弾力性のない仕組みでいいのか。私は大きな疑問を禁じ得ません。

説明は十分に意を尽くせませんが、詳細は私のユーチューブチャンネルでも報告していますので、ぜひそちらで御確認いただければと思います。

さて知事、これもコロナの現実です。まず、このような状態に置かれている県民がいることをどのように感じられるか。その上で、国がフォローしないのであれば、県独自で、制度の谷間から救い上げる救済策を施すべきではないかと考えますが、御見解をお伺いします。

残余の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

新型コロナウイルスをめぐる県内の状況についてであります。

事実上の第2波であります7月22日からの感染につきましては、県外への往来等により何らかの形で入り込んできた新型コロナウイルスが、会食や家庭、職場等を通じて県内で感染が急拡大し、接待を伴う飲食店や高齢者施設でのクラスターも発生しております。

また、都道府県別の人口10万人当たりの直近1週間の感染者数が、一時、全国6位にまでなるなど、7月22日から昨日までの感染者は約340人と多数に及んだところであります。また、そ

のうちお一人が亡くられております。お亡くなりになった方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族に心からお悔やみを申し上げます。

このコロナの深刻な影響は、医療・福祉分野はもとより、飲食・観光をはじめとする経済分野など、様々な分野に及んでいるところであり、しっかりと社会経済活動の回復・再始動に向けて取り組んでいく必要があると考えております。

他方、これは全国的な傾向と同様であります。感染者は無症状・軽症の方が多数であったということもあります。また、本県においては、感染者数の割には死者や重症者数が比較的少なかったということも重要な点であろうかと思えますし、他県で見られるような、医療機関におけるクラスターの発生もないところであります。

これは、積極的な疫学調査、徹底した検査、医療体制の整備・提供、休業要請や外出自粛など、様々な取組につきまして、まさにオール宮崎として、全ての関係の皆様のご協力、そして御尽力があったからこそだと認識しております。深く感謝の思いを抱いているところであります。

次に、持続化給付金についてであります。

国の持続化給付金は、感染症拡大により、特に大きな影響を受けた事業者の下支えを目的に創設され、その後の見直しにより、事業所得だけではなく、雑所得等で申告した個人事業者も対象に加えられたものであります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、給付の可否について、確定申告書の形式的な判断により、給付の対象とならない事業者も出ていると認識しております。国においても地方において

も同様であります。一定の制度を設けると、どうしてもどこかに線引きが生じるわけであり、ますけれども、私としましては、この給付金の趣旨に基づき、事業者の様々な事情を酌み取った弾力的な運用がなされる必要があると考えておりますので、こうした実情については、国にしっかりと要望してまいりたいと考えております。

私たちは、新型コロナウイルス感染症という、今まで経験したことのない事象に直面しているところであります。今後の推移を見ながら、どのような対策が必要なのか、しっかりと検討してまいります。以上であります。

〔降壇〕

**○渡辺 創議員** 知事から、様々な事情を酌み取った弾力的な運用が必要だという御見解、国にも話をしていくということでありましたけれども、そういう気持ちを示していただいたこと自体が、困っている状況にある県民の方にとっては、共感といいますか、知事がその状況に理解を示してくださったこと自体、少しの救いになると感じていますので、コメントありがとうございました。

ここからしばらくの間、新型コロナの現状と今後ということで、幅広くお伺いしてまいります。

まず、新型コロナ対策には、国と自治体の連携が極めて重要だと思っています。特に役割分担、権限、対策の財源についてが顕著であったかと思いますが、この間、地方としては、国にかなり振り回されてきたという面を否定できないと思っています。今日に至るまでの間、県としては、国に何を求め、どのような要望活動を行ってきたのか。そしてまた、現時点で国に最

も強く求めていることは何か、知事にお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** このコロナ対策に係る国への要望につきましては、4月の第1波の際には、全国知事会を通じて、また5月には県議会や市町村など地方6団体で連携いたしましたし、また6月には「みやぎきの提案・要望」といった形で、それぞれ時々の状況に応じて要望を行ってまいりました。

具体的には、感染拡大防止に必要な医療・検査体制の整備や、地方創生臨時交付金などの新たな財源の確保・充実、また、持続化給付金や雇用調整助成金等の要件緩和、地域経済の活性化に向けた支援措置等を要望しているところであり、特に、交付金の大幅な増額などにも結びついているところであります。

その後も、全国知事会の緊急提言などにおきまして、感染者や医療従事者、その御家族の人権への配慮などについても訴えてきたところであります。

今後とも、感染症対策に万全を期するため必要となる地方創生臨時交付金等のさらなる増額・充実や、来年度以降必要となります地方一般財源総額の確保・充実等につきまして、国に強く要望してまいります。

**○渡辺 創議員** 新型コロナの影響は、県内の各方面、また幅広い業種に及んでいます。人の動きが停滞したことが直結している産業という意味では、飲食業も代表的なものの一つだろうと思っています。その影響は、多分、議場にいる多くの議員の皆さんもいろんな形で聞いていると思いますが、実に甚大であります。

実は先日、私の友人である、料理店を営んでいる40代の男性が、脳梗塞で倒れました。幸い命は取り留め、復帰に向けて今努力をしています。

ますけれども、店を守り、従業員の雇用を守りということがいかに大変かという苦勞をずっと聞いてきた状況がありましたので、この間の心勞が体に負担を与えたのではないかなど、気が気でならないという気持ちでいます。

県は、飲食店の実態等をどのような形で把握し、どう現状認識しているのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 県内で新型コロナの感染者が確認されて以降、飲食業関係団体との意見交換会等を通じまして、飲食店経営者から現状について話を聞いてまいりました。

感染拡大防止のための不要不急の外出自粛や、飲食店への休業要請等による影響のほか、休業要請等の期間が終了した現在でも客足の戻りが遅く、昨年と比べ売上げが大幅に減少していると伺っております。

飲食業界では大変厳しい状況が続いていると認識しておりまして、ガイドラインの遵守による感染拡大防止対策の徹底とともに、消費喚起のための施策が必要であると考えております。

**○渡辺 創議員** 今回の第2波においても、県は、接待を伴う飲食店に2度目の休業要請を、そして、その他の飲食店についても時間短縮営業の要請をしたところであります。協力金を出すということになっていますが、協力金額を算出した根拠と、その額を事後的にどのように評価しているのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 協力金につきましては、接待を伴う飲食店が休業を行った場合は10万円、その他の飲食店が時間短縮営業を行った場合などは5万円としております。

休業につきましては、他県の状況や他の給付

金等を勘案して10万円といたしました。時間短縮営業の5万円につきましては、対象の飲食店が、法令上、生活に必要な施設として休業が想定されていないなど、接待を伴う飲食店と位置づけ等が異なりますので、他県の例を参考に、10万円の2分の1といたしました。

この協力金は、補償ではなく、休業要請への協力を奨励するものでありまして、2度の休業要請に対して、多数の事業者にも協力していただいたところであり、奨励の効果が一定程度あったものと考えております。

**○渡辺 創議員** 額の評価について、やっぱり実態から言えば相当苦しい額だと、そのことは言わずもがなで皆さんもお分かりになっていることだと思いますので、あえて議論は避けませうけれども……。

質問を続けます。ここから3問、知事にお伺いしたいと思います。

まず、今回の第2波は、本当に多くの方々の御尽力、そして、たくさんの県民の我慢と犠牲の上で収束傾向に入っています。県内でも感染確認などが無いという日が出てくるようになって、我々もその報がないということに安堵しながら今過ごしているわけです。ただ、決して心から安心できる状況ではないというのはお分かりのとおりであります。そろりそろりと社会経済活動も動き出すべきでありましょうし、秋冬に向けて、第3波が来るものだと考えて過ごすべきだと思います。

そこで、基本的な考え方を整理しますが、秋冬に再度、第3波が襲来した場合、感染症対策としての対処の在り方は、第1波、第2波と同じであるというふうに考えればよろしいでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** 治療法等が確立されて

いない未知のウイルスである新型コロナウイルスへの対応ということで、常に感染防止と社会経済活動のバランスをどう図っていくか、これが課題となっているところであります。

今、御指摘がありました新型コロナの対策としては、やはり「感染しない、うつさない、持ち込ませない、感染の連鎖をつくらない」という基本を徹底しながら、いかに県民の皆様にもきめ細かく情報を提供していくか、圏域ごとの感染状況に応じた3段階の協力要請や、県全体の5段階の警報レベル、県民の皆様にも早めの行動を促すということで取り組んでまいりました。

その基本的な枠組みというものは、今後とも変わることはないわけではありますが、例えば、災害は常に新しい顔、違う顔でやってくると言われておりますし、過去の歴史を振り返ってみましても、スペイン風邪など第2波では強毒化したという状況もあるところでありまして、その状況を見ながら、感染防止と社会経済活動のバランスをいかに取っていくかということで、ちゅうちょなく対策を進めてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** では、仮に第3波が一定の水準を超えて、社会としてのリスクが高い状況になったということになれば、これまでと同じように、一般論として、感染拡大の舞台となる可能性が高い飲食業に対して、再度、休業や時短営業を要請することもあり得ると考えてよろしいでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** コロナ対応の基本的な枠組み、考え方というところは変わらないということをお願いいたします。コロナの発生状況、また経済への影響というものもしっかりと勘案しながら、必要に応じて、ちゅうちょなく対応していくというのが基本的な考



え方であります。

まずは、ガイドラインの徹底等により、感染拡大を発生させない、そのところに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 状況によってはあり得ると。極力やりたいことではないと思っておりますが、あり得るといふことだと理解しましたけれども、飲食業の皆さんは、ただでさえ人手が少ない、商売を取り巻く環境が厳しいということに加えて、先ほど福祉保健部長からも御答弁頂きましたが、行政から出される要請の位置づけが非常に不明確ということもあって、そこに苦心しているという印象を受けるところです。

要請に従うこと、それは、つまり社会からの要請に応えるために店を閉めるということになるわけです。その対価という言い方が正しいか分かりませんが、それは、やはり協力への謝意とか報奨的な性格のものではなくて、明確に補償と位置づけるべきではないかと私は思うところです。

まして、今度仮に3回目ということになれば、1回目や2度目は急な判断であったということも言えるかもしれませんが、今御答弁頂いたように、3回目ということになれば、ある種、想定の中に入れながら、県として対策を取っているということになるだろうと思えます。金額の設定の難しさであるとか、国の制度的な縛りがあることは十分理解をしていますが、できれば、やはり基本姿勢を明確にすべきだと。補償的な意味合いをはっきりさせるという意味で、姿勢を明確にすべきではないかと思えますが、知事のお考えをお伺いします。

**○知事(河野俊嗣君)** 新型インフルエンザ等特別措置法では、感染拡大を防ぐため、知事の権限で休業要請を行うことはできるわけであり

ますが、休業した事業者に対する補償は、法的に整備されていないところであります。先ほど御指摘もありましたが、感染により奪われる健康や命があつてはいけない、ただ、社会経済活動の停滞により様々な問題が生じていけない、いかにそのバランスを取っていくかというところは、これからも腐心すべきところであります。

御指摘のとおり、深刻な影響を受けている事業者の経営面に対して、しっかり事業継続のサポートをしていく、これも重要なことでありますし、感染拡大防止のために必要な措置に協力をさせていただく、そのことを促していくことも重要でありまして、補償という観点からも、制度的な支援を設けることは重要であると考えております。

このため、国の責任においてしっかりと検討がなされるよう、私としましても、引き続きあらゆる機会を捉えて訴えてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 知事のお考えがよく分かりました。私もそのとおりでございますので、ぜひ、国への働きかけを含めて、引き続きお願いしたいと思います。

さて、話の方向性を少し変えます。安倍総理が8月28日に辞意を表明されたことは、大変大きな驚きをもって受け止めましたが、ここで話題にしたいのは、同じ日に示された、新型コロナの「新しい政策パッケージ」のほうの話であります。

国は指定感染症レベルの引下げの検討をしているようであります。その是非は今日は話題にしませんけれども、新型コロナに対する対処を根本から変える可能性もあることではないかなと感じています。それが現実のものとなったと

きに、果たして県内の状況はどう変わるのか、また、自治体の立場から見て懸念はないのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 現在の位置づけでは、例えば、感染者には原則、入院勧告措置が取られますが、仮に見直される場合、軽症者や無症状者は、宿泊施設や自宅での療養が広く認められるということも想定されます。

この点、感染防止対策が弱まるおそれがあるという指摘がある一方で、新型コロナは軽症・無症状の割合が相当高いことや、医療や関係機関への負担、社会経済の影響を考慮して、見直しを行うべきという指摘もございます。

新型コロナにつきましては、知見の積み重ねが道半ばではありますが、全国様々な地域の状況を踏まえた上で、適切に検討を進めていただきたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 今回の第2波対応の中で、最初に感染確認が集中したのは、保健所単位で言えば高鍋保健所であったと思います。職員録を見ても、27人の職員体制ということでありまして、感染者への対応、それから疫学的な追跡調査、自治体への対応など、恐らく想像を絶するようなハードな環境だったんだろうと思います。改めて、現場で奮闘された皆さんに心から敬意を表したいと思います。

全国的にも、この25年ぐらいの間に保健所行政を圧縮し過ぎたのではないかという声が上がっています。実際、県内でも、平成8年時点では10か所だった保健所の体制が、串間・西都がなくなり、職員数も平成8年時点で295名だったものが、今は215名ということになっています。もちろん、宮崎市が保健所を開設といいますか、つくる権限が移ったということもありますので、その影響を差し引いてみても、やは

り50人ぐらい減っているという状況ではないかと思えます。

現状を踏まえた上で、今後の在り方を見直すきっかけにすべきではないだろうかと思えますが、福祉保健部長のお考えをお伺いします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 保健所におきましては、新型コロナに関して、県民からの相談対応や衛生環境研究所への検体搬送、患者の行動履歴や濃厚接触者の調査など、業務負担が増加したところであります。

これらの増加した業務につきましては、例えば検体搬送については、農林振興局等他の出先機関での実施や外部委託の活用を図るとともに、7月末からの感染拡大時においては、管内でクラスターが発生した高鍋保健所に対して、1日当たり30名程度の職員を派遣するなど、全庁的な応援体制により、一定の対応ができたものと考えております。

今後の保健所の在り方につきましては、今回の経験を踏まえ、平時におきましても、有事の際を常に想定しながら、その機能が十分果たせるよう、適宜見直しを検討してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。

続いて、病院局長に3問ほどお伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染者について、県立3病院ではどのように対応をしているのか。また、各病院現場の実態をどのように把握されているのでしょうか。

**○病院局長（桑山秀彦君）** 各県立病院では、重症患者や小児患者、精神疾患を有する患者など様々な患者を受け入れてまいりましたが、累計の患者数は、宮崎病院46名、延岡病院30名、日南病院8名の合計84名、現在も3名の方が入

院されております。

また、県内では最初に患者を受け入れたノウハウを他の医療機関に積極的に情報提供するなどの役割も担ってまいりました。

病院現場では、未知のウイルスにどう対応すべきか、手探りの状況の中で、高い緊張感を持って治療や看護に当たっております。

また、コロナ対応病床に限らず、病院全体において、院内感染を起ささないよう万全を期しておりますが、対策が長期に及んでおりますので、スタッフの心身の負担は相当大きくなっていくものと考えております。

**○渡辺 創議員** 新型コロナは、終わりが見えないという状況でありますので、対応が長期化すると、一部の職員に負担が偏ることが懸念されると思います。職員の方々の肉体的、精神的な両方とも健康を維持して、一人の生活者として、仕事外の時間にも私生活に支障を来さないという配慮も大事だろうと思いますけれども、そのあたりの配慮についてどのようにお考えか、病院局長にお伺いします。

**○病院局長（桑山秀彦君）** 県立病院では、感染症や呼吸器の専門医や、感染管理の認定看護師が中心となりまして、患者対応に当たってきているところでございます。

また、その他のスタッフ、職員につきましても、防護服の脱着をはじめ、感染管理に必要な知識の習得や訓練などの準備も行ってきておりまして、病院内での感染管理を徹底する観点からも、特定の職員が中心となって対応せざるを得ないと考えております。

そうした中で、職員への心身の負担が大きいことを踏まえまして、職員の体調面にも十分留意しながら、支障がある場合には他の病棟からの応援を受けるなど、無理のない業務分担に努

めているところでございます。

また、これまでの患者受入れを通じて、治療や看護に関するノウハウも蓄積されてまいりましたので、業務の効率化などを図りながら、さらなる職員の負担軽減につなげてまいります。

**○渡辺 創議員** 次は、県病院の収益について伺いたいと思います。新型コロナ対応によって、病床確保の負担であるとか、医療点数の高い手術とか医療行為が計画どおりに行えなかったり、さらには、患者さんの数がトータルで減っているという状況もあると思います。当然、これは収益の悪化が予測される状況だろうと思いますが、そのあたりはどのように対応するお考えですか。

**○病院局長（桑山秀彦君）** 各県立病院では、コロナ患者に対応する病床や看護スタッフを確保するために、一部病棟を閉鎖したり、可能な手術や入院、通院は延期するなど、患者の受入れ制限を行ってまいりました。

その結果、今年4月から6月までの入院外来患者数は、前年同期と比較しまして約17%減少し、これに応じた収入も約5億6,000万円減少するなど、病院経営に深刻な影響を与えております。

こうした中、国において、空床確保のための交付金が創設されましたことから、15億円余を今議会の補正予算として計上させていただいております。また、救急医療や高度医療など本来の診療機能をしっかり維持することで、収益の確保を図っていく必要があると考えております。

今後とも、国による支援なども活用しながら、経営の維持に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。恐

らく、県立病院は公立病院としての社会的使命を大変強く意識しながら、先ほどもありましたが、最初の患者さんに対応した経験等も広くみんなでも共有できるようにということで、そういう強い使命感で積極的な対応に当たっていただいているんだろうと思います。そのことを本当に高く評価するところです。

また一方で、宮崎病院が新しくなることを控えており、収益的な収支状況を整えるというのも大事な取組だろうと思います。国の緊急包括支援交付金等が十分な規模なのかということにも若干疑問が残りますので、今後とも、必要な分はきちんと国に措置をしてもらえるように、執行部と力を合わせて求めていくということも対応していただきたいと思います。

あと、実は8月に、病院名は伏せますが、関係者の方の御配慮があって、新型コロナ感染者をケアする医療従事者の方々から直接お話を聞く機会を得ました。分かっているようなつもりで、いろんなことを報道で見たり、県議会の説明を聞いたりしていましたが、驚くようなことが本当にたくさんありました。感染者と接触機会を極力減らしていくために、いろんな工夫が施されていることであったり、また、対応をしなければならないときには防護服を着たり、N95と言われるマスクをつける。これは、医療行為を行うにしても、物すごく身体的な負担が重いということもよく分かりましたし、仕事を離れた時間においても、極めて自律的にいたしますか、自己犠牲的に行動を抑制して、普通の市民生活に著しい影響があるような形で努力をしていただいているということが、本当によく分かったところでもあります。

県病院にとって、またほかの医療機関にとっても、医療従事者の皆さんは財産だと思えます

ので、その方々の負担があまりにも重くなり過ぎないようにというところを、ぜひ引き続き——局長も十分御配慮いただいていると思ってますけれども——またさらに御対応をよろしくお願ひしたいと思います。

続けてお伺いしますが、県は第2波の中で新型コロナウイルス対策の特命チームを設置しましたが、その役割や効果を、特命チームのトップである郡司副知事にお伺いします。

**○副知事(郡司行敏君)** 新型コロナウイルス対策特命チームは、7月末の感染拡大緊急警報の発令やクラスターの発生等を受けて、感染拡大の抑え込みを図るため、福祉保健部を中心とした感染症対策に加えて、全庁的な支援体制の強化と機動的な対応を目的として、8月に私のほか、職員10名で組織したものであります。

危機に際して最も重要なものは情報であるとの認識の下、これまでに、まずは市町村との連携強化を図るために、市町村と双方向で情報共有を図るホットラインを構築したほか、県ホームページでの新型コロナウイルスの基礎知識や感染状況データの見える化など、正確でタイムリーな情報発信、今後の感染拡大に備えた市町村保健師との連携体制づくり、さらには、市町村・飲食業団体と共同したガイドラインの遵守対策にも取り組んできたところでもあります。

この新型コロナウイルス対策では、力を結集することが何よりも重要であります。今後とも、市町村や関係団体などとの緊密な連携の下、感染拡大防止に向け、機動的かつ柔軟に対応してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 今の答弁の中にも、市町村との連携というお言葉がありました。今回、一連の中で、市町村からは県に積極的な情報開示を求める声が上がりました。ただ一方で、ある市

町村では——僕らもホームページで確認しましたが——その得た感染者の情報を、性別であったり、年齢、それにとどまらず現住所とは違う出身市町村名、さらには一人暮らしであるとか、そういう家族構成、そして、当該企業が公表しているわけではないのに、勤務先等々までホームページで公開をするというような、疑問を感じざるを得ないケースがあったというのも事実です。

県の情報の公表に関する基本的な考え方を、福祉保健部長に確認します。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 感染症法では、感染症につきまして、発生の状況・動向・原因や、予防・治療に必要な情報を積極的に公表すること、あわせて、公表に当たっては、個人情報保護に留意すること、その両方を規定しておりまして、国が基本方針でその具体的内容を示しております。

情報の公表につきましては、兼ね合いが非常に難しい問題ではありますが、県では、この基本方針に基づきまして、個人情報保護に留意しつつ、感染拡大防止のために必要な範囲で情報の公表を行っております。例えば、施設や職場の名称などについては、接触者が特定されている場合には非公表を、不特定多数の接触者がいる場合には公表を基本としております。

情報の公表につきましては、こうした取扱いに御理解をいただきたいと考えておりますが、市町村との情報の共有につきましては、早速、要請に応じて工夫させていただいたところでです。

**○渡辺 創議員** 市町村との関係でもう一つ。延岡市が8月7日に、県に新型コロナに関する要望書を提出したはずですが、その中では県に対して何を求めているのでしょうか。福祉保健

部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 延岡市からは2点要請がございました。

1点目は、感染拡大の予防及び市民の不安軽減を図るためにも、感染者情報の一層の開示をお願いしたいというものであります。

2点目は、感染者や濃厚接触者の行動履歴の調査や公表などの業務を市民に身近な行政主体である延岡市が可能な限り行うことができるように、県から市への必要な財源や人材の提供を前提としまして、保健所業務及びその権限の市への移譲を検討してもらいたいというものでございます。

**○渡辺 創議員** その要請に対して、県はどのように対処、回答したのか、お伺いします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 1点目の、感染者情報の一層の開示についてであります。県では、先ほど御説明させていただいたとおり、国の基本方針を踏まえ、個人情報保護との兼ね合いから、現在の取扱いを維持することとし、他方で、市町村との情報共有については工夫するというのを御説明いたしました。

2点目の、保健所業務及びその権限の市への移譲についてでございますが、要請に応えることは難しいと御説明をいたしました。その理由としまして、保健所は、県や中核市のほか、政令で定める市でも設置は可能であります。ただ、国の基本的な指針によりますと、地域保健における広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化するため、運営等を円滑に遂行できる規模を備えた市として、一つの目安として、人口20万人以上の市が設置を検討することとされていることや、陽性者の行動歴や濃厚接触者の調査及びその公表などについては、保健所における感染症予防の主要な業務であるこ

と、こうしたことが理由であるという説明でございませう。

**○渡辺 創議員** よく分かりました。延岡市さんにはお考えがあったんでしょうが、事実確認にとどめたいと思います。

さて、開会日の提案理由説明の中で知事は、「SNS上の書き込みなどで感染者や関係者、医療従事者などを傷つける言動が見られる、こういう人権侵害は決して許されるものではない」と言及されましたが、県としては、新型コロナをめぐって人権侵害が疑われるような事案を確認しているのか、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 県では、宮崎県人権啓発センターに人権に関する相談窓口を設置しているところでありますが、ここに寄せられた、新型コロナウイルス感染症に関する主な相談内容としましては、「県外との往来がある事業者のお子さんが、保育所から通園を断られた」「勤務先で感染者が出て、本人はPCR検査で陰性であったにもかかわらず、その家族が勤務先から出勤を拒まれた」などがございませう。

県といたしましては、相談者の抱える問題解決のため、最善の方法を共に考えているところでありますが、御相談の中で、人権侵害が疑われ、調査や救済が必要と思われる事案につきまして、法務省の人権擁護機関を御案内した事例がございませう。

今後とも、関係機関とも連携しながら、相談者の思いに寄り添った対応に努めてまいりますとともに、いかなる場合であっても、不当な差別や偏見などの人権侵害は決して許さないという強い思いの下、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 会派で知事に申入れを行った際にも強調しましたが、差別を許さない、また人権上の配慮をしっかりと施すというのは、県がしっかりと姿勢を示すことが大事だと思っておりますので、引き続きの対応をよろしく願います。

新型コロナウイルスは、県に関わる業務にも様々な影響を及ぼしていると思っております。まず、代表監査委員に伺いますが、今年度の監査業務への影響がありますでしょうか。

**○代表監査委員（緒方文彦君）** 今年度前期の定期監査につきましては、当初計画していた97所属で実施いたしました。このうち、国の緊急事態宣言中に予定していた5所属に加えまして、感染拡大防止対策や経済対策により対応が困難となった12所属については、事務局による実地監査を、書面での監査に変更したところであります。

この事務局の実地監査では、感染防止に配慮して、必要最小限の人数で実施いたしますとともに、私どもの委員監査につきましては、極力、十分な広さと換気が確保できる会場で行ったところであります。

今後とも、十分な感染防止対策を取りながら、しっかりと監査を実施してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。

もう一点、人事委員会委員長に伺います。コロナ禍によって、国の人事院勧告が遅れています。それに伴い、県の人事委員会勧告も遅れるのではないかと考えられるところですが、その影響をお伺いします。

**○人事委員長（濱砂公一君）** 人事院勧告は、職種別民間給与実態調査を踏まえまして、例年8月上旬に実施されているところであります。

この調査は、人事院と各県等の人事委員会が共同で行っておりますけれども、本年は、御指摘のありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により作業が遅れておまして、賞与、いわゆるボーナスの調査については終了しておりますが、月例給については、9月末までの予定で現在調査を行っているところであり、人事院勧告はいまだ実施されておられません。

各県等の人事委員会の勧告は、職員の給与等に関しましては、国や他県等との均衡を図る必要がありますことから、人事院の勧告を待って行っているところをございまして、以上のような状況から、本県の勧告も相応に遅れる見込みであります。

このため、本県を含む全国の人事委員会が連携いたしまして、人事院に対し、早期に勧告を実施されるよう要請を行っているところをございまして、今後の動きを注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

20問ほどお伺いしましたが、やはり新型コロナウイルスの影響が実に多岐にわたっているということが分かりました。ポストコロナ、アフターコロナという時代を見詰めるためにも、そこにつながる今の取組をしっかりと考えることが大事だろうと思っています。県執行部の皆様も、本当に大変な御苦勞があると思いますが、ぜひ的確な対応をお願いしたいと思います。

次のテーマに移ります。知事の政治姿勢について、幾つかお伺いいたします。知事職としてというよりも、ぜひ、宮崎県のかじ取りをしている一人の政治家として、基本的な考え方を伺えればと思っておりますので、そういう認識で御答弁いただければ幸いです。

さて、国会では、自民党の総裁選が多くの国

民の関心を集めながら行われている最中であり、野党側も、合流新党の代表・党名を決める選挙が今日の午後1時から行われる予定です。どちらも、今後の国政の方向性を定める極めて重要な時期を迎えているわけですが、一方で、どちらのリーダー選びも、中心的に議論されるべきテーマについてはやや定まらないという印象を、個人的には感じているところです。

私自身は、今避けて通れないのは、社会保障をめぐる腰を据えた議論ではないかなと感じています。一連のコロナ禍において、国民が政治に問うたことは何であったでしょうか。それは、感染予防も経済対策も生活保障も、行き着くところは、どんな環境にあっても安心して生き続けられる、暮らし続けられる仕組みを享受したいというのが、政治に対する根源的な欲求であったのではないかと改めて感じるところです。

裏返せば、その欲求をしっかりと満たすことができる社会を築くのが、政治の本質的な役割ということにもなるんだろうと感じています。例えば、この9月議会で、昨日、今日、そしてこれからも続く、私ども議員の取り組んでいることも、言ってみれば、この本質的な役割を忠実に果たそうという思いでの質問であったりするんだろうと思っています。

ちょっと話は脱線しましたが、どんな環境であろうとも、誰もが安心して生き続けられる社会を築くためには、社会保障、そして、その裏づけとしての財源の問題から目をそらすことはできないと思っています。

そこで、知事にお伺いしたいと思います。知事は、これからのこの国の在り方を考えるときに、社会保障の未来像についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 社会保障制度につきましては、国民が健やかで安心できる生活を営むために、公的責任において、年金や医療、介護などの分野を支える大変重要な仕組みであります。

少子高齢化の進行、また働き方の多様化など、社会情勢が大きく変化しております。そういう中で、今後とも社会保障を持続可能なものとしていくためには、多様な就労・社会参加の促進や健康寿命の延伸のほか、医療・福祉サービスにおける生産性の向上、さらには、給付と負担の在り方の検討も必要であると考えております。

また、今回の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、例えば、医療従事者や病床の確保などの医療提供体制や、経済情勢の悪化に伴うセーフティネットなど、今後の社会保障制度における課題や工夫が求められる点も明らかになったものと考えております。

今後の社会保障制度につきましては、そういった点を十分に踏まえて、国民一人一人の暮らしの安心や社会への信頼につながるよう、国において、その在り方をしっかり議論されるべきものと考えております。

○渡辺 創議員 続けて、社会保障を支えるための主要財源、安定財源として議論されることも多い消費税の在り方についてお伺いします。

消費税については、強い逆進性の問題、さらには、あまりにも制度が複雑、仕組みが複雑だということに加えて、輸出産業に対する優遇等もありまして、様々な課題も議論されているところでもあります。

そのような中で、国政では景気状況を踏まえながら、引下げ論が、一部かもしれませんが、与野党共に出てくるというような状況になって

います。個人的には、昨年10月の消費税引上げによる景気の冷え込みであったり、そこに追い打ちをかける今の新型コロナの状況を考えれば、不況下における減税というのは、長く景気対策の基本形の一つみたいなどころではあるわけですので、まずは、期限を区切った上での消費税の減税というのは、選択肢の一つとしてはあり得るのかなと感じているところです。知事のお考えをお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） まず、消費税は、税収の規模が大きく比較的安定しておりますから、財政健全化を図りつつ、全世代型の社会保障制度を維持していく上からも、非常に重要な税であると認識しております。

この新型コロナウイルス感染症の影響により、まず経済の落ち込みに対応するため、各国においても様々な対応を講じられている中、一部の国で付加価値税の減税が行われているということは承知しておりまして、一般論としましては、経済対策における選択肢の一つであると考えております。

ただ、これから様々な行政ニーズが発生して、財政状況がますます厳しいものになっていくという状況の中で、先ほど申しましたような消費税というものが、社会保障をはじめ、暮らしに必要なサービスを維持していくための極めて重要な財源でありますことから、仮に税率引下げの議論が行われる場合には、国において、社会経済情勢を見据えつつ、国においても地方においても財源確保がしっかり図られるよう、慎重な検討が必要であると考えております。

○渡辺 創議員 知事のお考えがよく分かりました。ありがとうございました。

もう一点、政治姿勢としてお伺いします。最近、MMT（現代貨幣理論）というのが時折話



題になります。元々はEU政府の緊縮財政政策に対抗するような形で出てきた経済理論だと思えますが、簡単に言えば、自国通貨建てで政府が借金して財源を調達しても、インフレにならない限りは、財政赤字は問題がないという主張だと思えます。

これも与野党双方に熱心な信奉者がいらっしゃるとい状況かと思えますが、せっきくの機会ですので、後学のためにも知事の御評価をお伺いしたいと思えます。

**○知事（河野俊嗣君）** MMT（現代貨幣理論）であります。政府が財政赤字を悪化させても、自国通貨建ての債務であれば債務不履行には陥らないということで、財政支出は税収によるのではなく、インフレ率に基づいて調整すべき理論とされております。

そのため、「収支均衡を財政運営の目標に置くのではなく、インフレ率が高くなったら増税し、デフレが問題になったら減税するという手法で財政運営を行うべきだ」というような主張もなされているところであります。

直感的には、甘い話にはわながあると、そういう課題かなと考えておりますが、様々な前提条件を置いた上で、理論的に成立するとしても、例えば理論の上でも、今後とも最適な資源配分がなされるのかという課題もあろうかと考えております。また、現実問題としましても、税制制度を担当したことがある経験としましては、やはり増税をしていく、そのエネルギー、コストは大変なものがありますし、インフレ制御というものも簡単ではないだろうと考えておるところであります。

いずれにしましても、現時点ではその実現可能性も含め、国内外において、様々な批判もなされていると認識しているところであります。

**○渡辺 創議員** 知事のお考えがよく分かりました。いい機会になりました。ありがとうございました。

テーマを移りたいと思えます。教育に関して幾つかお伺いしてまいりたいと思えます。

まず、6月議会の一般質問で、「秋に」という答弁を頂いてはいますが、新型コロナで学習状況に影響が出た子供たちの状況を踏まえて、県は、今年度実施する県立高校の入試の出題範囲を検討して、変更が必要な場合には秋に公表するという事になってはいます。秋の入り口になったかと思えますので、検討状況を教育長にお伺いします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 今年度実施します県立高校入試の出題範囲につきましては、各中学校の学校休業による学習進度への影響について、7月末までに調査を実施しまして、科目ごとに集約・分析を行い、現在検討を進めているところであります。

県教育委員会といたしましては、今月下旬をめどに出題範囲をお示ししてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 中学3年生、保護者も含めて大変気にしているところかと思えますので、十分な検討をして答えを出していただければと思っております。

次に、聴覚障がいに対応する特別支援学校の設置についてお伺いします。

現在、聴覚障がいに対応するのは、都城さくらと延岡しろやまの2校となっております。県央部には、空白状態というか、学校がない状態が続いています。

まず福祉保健部長に、県央部における聴覚障がいのある方の状況を確認したいと思えます。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 宮崎東諸県及

び西都児湯地域の聴覚障がい者の人数につきましては、身体障害者手帳交付状況によりますと、令和元年度末で2,117人で、このうち18歳未満が47人であります。

**○渡辺 創議員** 教育長にお伺いします。県央部から、聴覚障がいを理由に都城・延岡の2校に通学する子供たちは何人いますでしょうか。

また、通学することができない子供たちに対しては、どのような支援や対応を行っているのでしょうか。

**○教育長（日隈俊郎君）** 本県の聴覚障がい特別支援学校は、都城さくら聴覚支援学校と延岡しろやま支援学校の2校であります。

県央部から通学している子供の人数は、都城さくら聴覚支援学校が9名、延岡しろやま支援学校は在籍しておりません。

聴覚障がい教育の必要があり、県央部から聴覚障がい特別支援学校に通学することが難しい児童生徒は、各小中学校に在籍し、地域で学びながら、聴覚障がい特別支援学校における通級による指導を受けております。

また、聴覚障がいに関わる教育上の課題がある場合には、聴覚障がい特別支援学校の教育相談を随時受けられるようにしております。

**○渡辺 創議員** もし通学が可能ということになれば、潜在的な需要という言い方が正しいか分かりませんが、特別支援学校での教育を求めるといった可能性もあるのかなと思ったりもしています。

県央部における聴覚障がいに対応する特別支援学校の必要性をどのように考えていらっしゃるか。また、実現に向けての課題ということがあれば、その認識をお伺いしたいと思います。

**○教育長（日隈俊郎君）** 県教育委員会では、県央部における聴覚障がい教育の充実を図る観

点から、ゼロ歳児から5歳児までを対象とした聴覚障がいの乳幼児教育相談室を、平成31年4月に明星視覚支援学校内に開設したところであります。

仮に、県央部にも聴覚障がい特別支援学校を設置する場合、通学や送迎にかかる負担の軽減は図られますが、一方、各聴覚障がい特別支援学校に在籍する子供が少人数になりますので、集団学習や手話による自発的なコミュニケーション学習が難しくなるという課題もあるものと考えております。

**○渡辺 創議員** メリットもあれば懸念点もあるということだろうと思います。その辺を十分に検討いただいて、ぜひ子供たちの利益になることを最優先にということで、引き続き御検討いただきたいと、お願い申し上げます。

次に、定時制・通信制高校についてお伺いたします。

宮崎県には、宮崎県高等学校定時制通信制教育振興会という組織があります。県議会でも、会長を務めていらっしゃる坂口議員をはじめ、井上議員、田口議員、二見議員が役員を務めておられまして、私もその末席に名を連ねているところであります。10年間役員を務めさせていただいておりますが、もっと力を尽くすことはできないのだろうかという反省をしながら、年数を重ねてきたところです。

定時制・通信制は、学ぶという意欲を大切に守るという意味で、重要なとりでだと思っています。かつての勤労学生、勤労生徒というか、働きながら学ぶというイメージから、学校全体の印象は少しずつ変わりつつあるかもしれませんが、時代の変化に応じて、生徒たちも多様化し、オーソドックスな高校生の歩みとは違っているかもしれませんけれども、自ら学ぶ意欲を

維持しようとする生徒たちにとっては、極めて貴い学びの場だという位置づけは変わらないと思っています。

以前、この議場で県内の定通制の生徒が一堂に会して、各校各課程の代表者が、自らの経験であったり、将来への夢を語ったりする生活体験発表会の御紹介をいたしました。その紹介を受けてだと思いますが、知事も平成24年、25年と御出席いただき、その後も御出席の意思を示していただいています。都合がつかないときには副知事にずっと御出席いただいています。高校生にとっても大変励みになると思いますし、ありがたいことだと思っています。

今年は新型コロナの影響で、生活体験発表会は書面審査という形になっていますけれども、教育委員会も執行部も、どうか今後とも定時制・通信制で学ぶ生徒たちに応援のまなざしを向け続けていただきたいと思いますところ。です。

さて、質問に入りますが、新型コロナの影響で、働きながら学ぶ生徒たちの就労環境というのが不安定化してきているのではないかと心配しています。今回は、毎日登校するという形の定時制に限ってお伺いしますが、その状況を教育長はどのように把握していらっしゃいますでしょうか。

**○教育長（日隈俊郎君）** 9月1日現在の状況でございますけれども、定時制高校に在籍する512名の生徒のうち、アルバイトを含め就労している生徒は、全体の43%に当たります220名となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響による就労環境の変化等について、各学校で調査を実施しましたところ、重複回答となっておりますけれども、企業から雇い止めにあった生徒が2名、休業を余儀なくされた生徒が20名、収入が減少

した生徒が25名でありました。

なお、就労環境の悪化等、経済的理由で退学・休学した生徒がいるとの報告は受けておりません。

**○渡辺 創議員** 目に見えていない影響とか、発露できていない影響というのも、もしかしたらあるかもしれませんし、影響が長期化すると、アルバイトをしていること自体が学校に通うことの維持につながっている子供たちにとっては先の長い話になるかもしれませんので、ぜひ引き続き、注意深く見ていただきたいと思います。

熊本県では、働きながら学ぶ定時制・通信制の生徒に、支援として1人5万円を給付するという独自施策に取り組まれているようであります。もちろん、これは大学生とかいろんなことも含めた対策の一環のようではありますけれども、本県における支援の必要性について、教育長にお伺いします。

**○教育長（日隈俊郎君）** お話にありましたように、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活面に悩みを抱える就労生徒に対しましては、いろいろな支援が必要であろうと考えております。

各学校におきましては、担任と教育相談部を中心に、各生徒の生活状況に十分配慮しながら、生活面の相談に対応しているところであります。

また、今年度からは、生徒相談支援業務の一部を民間業者に委託しまして、各学校に対しまして、幅広い、有効になるような情報を迅速に提供できるようにしたところであります。

今後とも、各学校や関係機関との連携を図り、生徒に寄り添った支援を行ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。どうかよろしく願いいたします。

教育に関することとして伺いますが、答弁は福祉保健部長になると思います。

県が発行する「桜さく成長応援ガイド」という冊子があります。各部門にまたがる、子供たちの生活や通学、進学に関する支援策を大変分かりやすくまとめたものでありまして、最初の取組が始まったときから、大変高く評価をしているところです。近年では、子ども食堂に関する記載なんかも出ていますので、子供たちが見ても、どこに行けばいいかということが分かるような内容になっています。本当に有意義な取組であると思います。

当初、多分、配布は中学・高校の2年生を対象に始まったのだと記憶していましたが、今は全ての中学生、高校生に配布されていると聞いています。

新型コロナの影響が、各家庭にこれから長期にわたって影を落としかねない状況でありますので、この機会に、単年度の取組だけでも結構ですので、保護者に届くことを意識するような形で、全ての小学生にも対象を拡大して配布してはいかかかと提案したいと思います。

思い切った配布策を取ることによって、それが手元に届けば、書いてあることに気づく可能性がある保護者・子供が増えるということになりますので、これで1人でも2人でも10人でも認識ができて、そこから救いが求められるという家庭が生まれれば、本当に意味のあることだと思います。そこをぜひ検討していただきたいと思いますが、福祉保健部長、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 御指摘の「桜さく成長応援ガイド」につきましては、現在、

県内全ての中学校、高校並びにその生徒及び行政機関、支援団体等に配布しているところであります。

また、冊子の内容を県庁ホームページで公表するとともに、スマートフォン等を用いて、誰もが、いつでも必要な情報を素早く閲覧できるよう、電子ブックとして整備を図るなど、利便性の向上にも努めております。

特にコロナ禍におきましては、小学生の保護者など、今後の進学に不安を抱く方々への配布についても検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 検討したいということでしたので、ぜひ期待したいと思いますが、この事業を予算額で見ると、今年度で言えば400万4,000円の事業です。小学生全部に配っても、配布数が倍になるという話ですから、予算額は倍まではかからない話だろうと思いますので、決して難しい取組ではないだろうと思うところであります。11月でも2月でも、来年度でも結構ですから、ぜひ真剣に検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次のテーマに移りますが、県が検討している新しい県立プールについて、お伺いします。

この事業は、宮崎開催の国スポ・障スポに向けた施設整備の一環で、宮崎市の北警察署の裏にある、現在は野球練習場やグラウンドとして使用されている県有地に、PFI方式で検討が進んでいるものと思っています。

今議会で計画を具体的に進めるに当たって、債務負担行為として設計・建設、15年間の運営・維持管理費を見越したものとして、167億円余りが設定されているところであります。

まず最初に、PFI手法を導入する目的を改

めて確認した上で、従来手法と比較した際に、予算の縮減効果としては6億円ということになっていますが、この縮減効果が、当初から県が想定していた規模であるのかどうか。その範疇であるのかどうかというところの受け止めに、総合政策部長に伺いたいと思います。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 一般的にPFI手法は、効率的・効果的に公共施設の整備を行い、低廉かつ良好なサービスの提供を行うことを目的として導入されております。

今回のプール整備につきましても、民間の技術やノウハウを活用することで、設計・建設の段階から将来の運営・維持管理方法までを見据えた施設整備を行うことなどで、コスト削減が図られますほか、年間を通じて、一般の方から競技者までの幅広いニーズに応じたきめ細かなサービスの提供が可能になるものと考えております。

また、財政負担の軽減効果につきましては、昨年9月のPFI導入可能性調査の時点におきまして、約5億円と試算しておりましたので、おおむね想定範囲内であると考えております。

**○渡辺 創議員** この事業では、PFI事業の敷地の南側に隣接する2万1,300平米を民間収益事業敷地と設定して——契約行為等はPFI事業とは別になると理解していますが——一体的に事業提案をさせるという仕組みになっています。その目的を総合政策部長に確認します。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 今回、錦本町県有地にプールを整備するに当たり、隣接する余剰地に民間収益施設を一体的に整備することによって、相乗効果が発揮されるとともに、にぎわいの創出を期待しているところであります。

また、民間収益事業の実施によって、必要な財政負担を可能な限り軽減したいと考えております。

このようなことから、PFI事業者に対して、余剰地を活用した民間収益事業の提案を併せて募集することとしたところであります。

**○渡辺 創議員** 今回、議会としては、債務負担行為へのオーケーを求められているということになるわけですが、まず、国がPFIの推進をしているという状況があつて、県としても、今回の一体的な整備によってメリットが得られると考えているところはかなりあるんだというのは、それはそれで理解ができたところであります。

ただ一方で、従来手法と比べて、——こちらがまだ不勉強、慣れていないという面もあるかもしれませんが——PFIを進めるときに、事業の中身がいまいちはっきりしないという印象が拭えないというのは正直なところであります。もちろん、それが民間から事業提案を受けるPFIだと言ってしまうと、そういうことなのかもしれません。特に今回のように、最後まで形式的には別の扱いということになるんでしょうが、先ほど申した、事実上の隣接地の開発と一体に進めるということになっています。

現時点では、隣接地の民間収益事業敷地については、例えば、今出ている実施方針やPFIの要求水準書の案を見ても、幾つかの禁止行為というか、こういうのは駄目ですよというのがあることと、商業施設は不可で、にぎわいを創出するものという県の考え方、あわせて、長期の定期借地で貸すんだらうということぐらいはうかがい知ることができるんですけども、それ以外のことは、正直言ってよく分からないというのが実態です。

一方で、今回のPFIの債務負担行為を認めるということは、事実上——隣接地の内容についてもイメージができないままであります——事業振興にゴーサインを出すということになるわけです。正直なところ、まだ慣れていないというのがあるかもしれませんが、戸惑いがあるというのが正直なところだと思っています。

今回のケースが、PFIの特徴と言えるのかどうかは別にしても、県には、今回の事業が隣接地と事実上一体開発である結果、事業イメージが、我々が抱きづらい形で議会に提案されているという認識がおりかどうか。知事部局にとっては最初のPFIということになりますので、今後の議会の捉え方にも大きな影響があるのではないかという気がしてなりません。その点について、総合政策部長の見解をお伺いします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** PFI手法を導入するプール整備につきましては、設計・建設から運営・維持管理までを一括して発注するため、あらかじめ準備する図面や設計図書に代わり、当該施設に求める性能や満たすべき基準、さらには運営・維持管理手法などを、実施方針や要求水準書の中で詳細に示しているところであります。

PFI手法における債務負担行為の議案につきましても、従来手法による整備を行う際と同様に、整備する施設の概要や規模、求められる機能、整備期間などをお示しすることとしております。

一方、余剰地につきましては、プールとの相乗効果やにぎわいの創出を図る観点から、民間の自由な発想による提案を求めることとしております。議員が御指摘の点もあろうかと理解し

ておりますので、今後、適切な時期にその具体的な内容を、議会の皆様に御説明申し上げたいと考えているところでございます。

**○渡辺 創議員** 分かりました。

この一体的な予定地——今、部長の言葉だと余剰地という言い方もされましたけれども——の開発について、これまでに県に対して何らかの活用法などについての要望等が寄せられたことがあるのか否かを、総合政策部長に確認したいと思います。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 錦本町県有地におけるプールと民間収益施設の一体的な整備につきまして、これまでに要望等を受けたことはございません。

県では、宮崎市の中心部にある当県有地を最大限に活用すべきものと判断し、PFI手法によるプール整備と併せて、余剰地の活用にも取り組むこととしたところであります。

**○渡辺 創議員** 一連の答弁で、県の考え方については一定の理解ができました。

最後に、知事にお伺いします。この地域一帯の開発については、PFIでのプール整備と、商業施設ではない形でのにぎわいの創出という命題を、2つ課しているんだと思いますが、知事は、この地域の開発にどのような期待を込めているのでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** 今回、国民スポーツ大会等に向けまして、県有の3つのスポーツ施設を整備するところではありますが、これまで宮崎市に一極集中していた施設を、高速道路の整備等を背景に分散整備することによって、地域のスポーツの拠点、さらにはにぎわいの拠点をつくっていく、そこは大変重要なポイントであろうと考えております。

そして、特にプールの整備事業につきまして

は、これまでもスポーツ施設が多数立地している宮崎市に新たなスポーツ施設が一つ加わったということのみならず、この立地を考えたときにぎわいづくりというのが大変重要な視点でありまして、本県初のPFI手法によりまして、民間事業者の専門知識・ノウハウを活用する。そして、プールと民間収益施設を一体的に整備することによる相乗効果が発揮されて、県都宮崎にふさわしい、新しい魅力やにぎわいの創出につながるものと期待しておりますし、そのような実現を図ってまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。

今回のやりとりを踏まえて、一般質問、委員会審議など議論を見守りたいと思っておりますが、コロナ後の経済情勢や宮崎県の置かれる環境がどうなるか分からないという面もあります。重要な施策を進めるときには、大方針は変わらないにしても、時折、深呼吸を一つ入れながら、点検しながらいくということも大事なのかなという気がしましたので、またしっかり議論ができればと思っております。

次に、テーマを移します。木材関係についてお伺いいたします。

消費増税による建設需要の冷え込みに加えて、新型コロナの影響もあり、木材価格が、長期的な傾向でいうと低迷状況にあるのかなと理解していますが、県内の状況について、環境森林部長はどのようにお考えでしょうか。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 県内の原木価格の状況につきましては、県森連の原木市場の平均価格によると、議員もおっしゃいましたが、昨年の消費税引上げや、米中貿易摩擦の影響などにより、10月以降下がりが始め、さらに今年に入り、新型コロナウイルス感染症の影響が

加わりまして、1立方当たり約8,400円まで下落し、7年ぶりの安値となったところであります。

その後、長雨等により、例年に比べ出材量が減少した一方で、7月豪雨の影響を受けた県外からの買手が増えたことなどから、7月以降、価格が反発しまして、8月の価格は約1万200円まで回復いたしております。

しかしながら、依然として新設住宅着工戸数が回復しないなど、木材需要は低迷しておりますので、引き続き、原木価格の動向を注視してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 昨日、山下議員の質問にもありましたけれども、コロナ禍において、林業関連の事業者の方々も苦しい立場に立たれているというふうに感じています。

環境森林部としては、川上から消費者に近いところまで全体を見渡した支援策を、パッケージで構築していくことが必要なんだろうと考えますけれども、現在の取組状況を確認します。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 林業・木材産業の対策につきましては、まず、セーフティネット機能を強化するために、業界と連携した緊急連絡会議によりまして、情勢把握を行い、必要な施策の検討につなげますとともに、相談窓口を設置し、支援メニューの活用方法や資金繰り不安などに対応いたしております。

また、原木価格の下支えと事業者の雇用を維持・確保するために、木材生産を伴わない森林整備や、製材品をストックする天然乾燥土場の整備支援に取り組んでおります。

さらに、木材の需要を喚起するために、県産材を活用した住宅等への支援や、CM等による普及啓発などにも取り組むことといたしております。

今後とも、情勢を的確に把握しながら、しっかりと対策に取り組んでまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** なかなかすぐに結果に直結するというわけにはいかないかもしれませんが、底堅い対策が大事なんだろうと思いますので、ぜひ引き続きの御奮闘をお願いします。

次に、性的少数者を取り巻く環境について伺います。

まず、県は8月の人権週間の際に、県庁本館をレインボーカラーでライトアップし、性的少数者への理解促進の啓発活動を行ってきましたが、今回は急遽実施されませんでした。新型コロナウイルス感染症の急増が背景にあったんだろうと想像しますが、経緯と今後の対応を総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 県庁本館を、性的マイノリティーの方々の尊厳と社会活動を象徴する6色のレインボーカラーにライトアップする取組につきましては、今年度も、人権啓発強調月間であり8月の最初の1週間に実施を予定し、初日には県庁本館前庭で、民間団体によるイベントも計画しておりました。

しかしながら、7月下旬に新型コロナウイルスの感染拡大傾向が見られたため、この取組につきましては延期することとし、4月末から実施しておりました、医療関係者等への感謝と応援の意を表すブルーライトアップを継続することとしたところであります。

延期いたしましたレインボーライトアップにつきましては、全国一斉に行われます人権週間に合わせ、12月7日から12月14日まで実施する予定としております。

県といたしましては、今後とも様々な機会を捉えて啓発を行うことで、性の多様性について

の理解促進を図ってまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 主催団体の取組自体は、市民プラザに移ってしばらくやっていたらっしゃいました。私もアライという立場で見に行き、1日参加したところであります。

コロナ禍ではありますが、それぞれの課題の啓発自体は必要なことだろうと思います。その思いは職員さんも十分にお持ちだということで、12月に延期ということになったんだと理解していますので、よろしく願いいたします。

次に、同性パートナーシップ宣誓制度について伺います。

県内でも、全国各地の動きと連動するように、宮崎市や木城町で宣誓制度の導入が進んでいます。日南市でも検討中と聞いているところですが、県としては、このような市町村の動きをどのように受け止めているのか、また加えて、このような環境の中で、県はどのような対応を求められていると認識しているのでしょうか、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** パートナーシップ宣誓制度は、現在、法律上の婚姻関係が認められていない同性のカップルを対象として、婚姻に準ずる取扱いを地方自治体独自に行う制度であり、同性カップルの方の生きづらさを解消し、自分らしく生きることができる社会の実現につなげようとする取組であると考えております。

この制度は現在、県内では、お話にありましたとおり、宮崎市と木城町で導入されておりますが、県では、これらの自治体の取組を先進的な事例の一つとして紹介を行うなど、制度の趣旨等について理解を深めていただきますよう、毎年、全市町村と情報共有の場を持っていると



ころでございます。そして、庁内の各部局にも情報提供を行っているところでもあります。

今後とも、同性カップルの方など、性的マイノリティーの方々への差別や偏見を解消し、その人権を守るための取組を進めてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 少し踏み込んだ話になりますが、県営住宅の入居に関しては、現在、世帯入居を条件としているはずですが、パートナーシップ宣誓制度は、同性カップルについても婚姻に準ずる取扱いを求めているわけですので、そのあたりにそごがある状態になっているかなと認識していますが、今後どのように対応するお考えでしょうか。県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長(明利浩久君)** 県営住宅の入居資格につきましては、同居親族があること、もしくは事実婚であることを要件の一つとしており、そのことを住民票等により確認しております。

同性パートナーにつきましては、パートナーシップ制度による宣誓をされたカップルであっても、住民票等でその確認が行えないため、現行制度上は入居を認めることができないところでもあります。

さらに、入居を認めるに当たりましては、パートナー間における家賃の連帯債務や使用権の承継など、法的な課題の整理が必要となります。

県といたしましては、パートナーシップ制度の趣旨も踏まえ、同性パートナーの公営住宅への入居を認めている他県の運用状況も参考に、検討を図ってまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 制度の趣旨を踏まえて検討していくということでありました。このような課題は、今の時点でオーダーがあるなしというところ

が問題なのではなくて、同じような環境が担保されているかどうかというところが重要な点だろーと思っております。

前向きな検討の姿勢を示していただいたことを評価したいと思いますので、ぜひ、市町村の取組の趣旨を、県においても全庁的に尊重していただきたいという感想を述べまして、次のテーマに移りたいと思います。

農政についてお伺いしてまいります。宮崎の代表的ブランドである「みやざき地頭鶏」ですが、飲食業界の厳しい環境等もあり、最盛期に比べ、大変厳しい状況が伝えられておりますけれども、現状について、農政水産部長はどのように御認識されておりますでしょうか。

**○農政水産部長(大久津 浩君)** みやざき地頭鶏の生産状況につきましては、生産者の高齢化が進むとともに、近年の飲食業界における厳しい競争の中で、国内で約450万羽の地鶏が流通・消費されておりますが、中でも飼育期間の短い他県の価格の安い地鶏がシェアを伸ばし、本県も含めた飼育期間の長い地鶏につきましては、苦戦を強いられている状況でございます。

このため、生産農場数は、ピーク時の52農場から38農場となっていることから、素びな供給羽数につきましても、72万4,000羽をピークに、現在50万羽まで減少しております。

**○渡辺 創議員** 新型コロナ禍にあつて、さらに消費が伸び悩んでいるという状況かと思えます。学校給食で提供がなされたというようなニュース等々を耳にするところですが、このコロナの状況をどのように捉えて、県としてはどう支援をしていく考えでしょうか。引き続き部長にお伺いします。

**○農政水産部長(大久津 浩君)** みやざき地頭鶏の販売は、これまで外食向けが主力でござ

いまして、店舗の休業や営業時間の短縮などが長期化し、在庫量が増加しております。

また、この厳しい販売環境は、コロナ禍の影響の収束が今後見通せないことから、生産面におきましても、農場間の差はあるものの、素びなの導入を一時的に1割から5割程度縮小せざるを得ない状況となっております。

このため、県におきましては、影響緩和対策といたしまして、県独自に、在庫保管経費の負担軽減や、学校給食での利用拡大、県内での応援消費により、在庫解消に現在努めておりますが、9月からは、県外に向けての応援消費キャンペーンや送料助成などを支援することとしており、コロナ収束を見据えながら、生産基盤の維持・強化にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 生産者によっては、5割の生産調整というか縮小というのは、なかなか厳しい数字だろうなという印象を持ちます。構造的に厳しい環境が続いていたとはいえ、宮崎を代表するブランドでありますので、今後の鍵は新たな販路拡大ということになるかと思えます。今後の取組と展望をお伺いしたいと思えます。

**○農政水産部長（大久津 浩君）** みやざき地頭鶏の販路拡大につきましては、これまで、みやざき地頭鶏事業協同組合を中心に、県の食肉コーディネーターの活用や、生産者自らが県内外の各種イベントや商談会へ参加することによりまして、関東・関西を中心に、焼き鳥専門店等の開拓に取り組ましまして、指定店は現在210店舗にまでなっております。

しかしながら、コロナの影響を受けまして、これまでの外食中心の販売方式では厳しい状況が続くと予想されますことから、新たな内食需要に対応するための加工品等のネット販売、さ

らには、量販店等で精肉等の取扱いを強化することで、今進めているところでございます。

さらに、農場GAPや処理場HACCP等の取得によりまして、有利販売につなげますとともに、今後は輸出に向けた産地づくりを進めることとしておりまして、新たな取引先の開拓に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。

次に、青果物の市場外流通についてお伺いします。農水省の統計によると、2017年度のデータで、卸売市場を経た青果物は全国で55.1%にとどまっていると。これは、20年でほぼ20ポイント下がってきているという傾向にあるそうです。

そのような中で、コロナ禍によって、青果物の流通ルートはさらに多様化し、この流れにはなかなか歯止めがかからないという状況が生み出されていると考えています。

最も大事なことは、生産者の利益がしっかりと担保されることだと思っておりますけれども、流通の仕組みが変わるといのは、そこに携わる産業に関わる方々についても、いろんな変化を生み出していくということを意味しますので、行政としても、的確に状況把握をする必要があるのではないかと考えていますが、県の認識と対応を、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（大久津 浩君）** 卸売市場は、青果物流通の基幹的なインフラとして大きな役割を担っておりますけれども、国の推計によりまして、卸売市場経由率は減少傾向にあり、議員御指摘のとおり、平成29年度は55%となっております。

これは、加工品の原料産地と実需者の直接取引や直売所、ネット販売の増加といった流通

チャンネル、いわゆるルートの多様化が主な要因であると考えております。

このような中、本県では、様々な販売・流通ニーズに応えていくために、加工・業務用野菜の産地育成や6次産業化などの支援に努めているところでございます。

さらに、宅配需要の急増など、コロナ禍で消費動向が大きく変化している状況を鑑み、県といたしましては、今後とも市場流通を核としながらも、多様な消費ニーズに応えられる産地の取組について支援してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 県内でも、やはり実態把握というのがまず大事なことではないかと感じますので、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

農政について最後の質問にしますが、昨日の代表質問でも出ていますように、口蹄疫の惨事から10年を迎えました。宮崎の畜産の再興に向けて努力をしてこられた皆様の御奮闘に、心から敬意を表するところでございます。

そのような中で、改めて今、越境性動物感染症の防疫の重要性が指摘されています。農場への立入調査による飼養衛生管理基準の遵守状況の確認など、対策の現状について、部長にお伺いします。

**○農政水産部長（大久津 浩君）** 本年は、口蹄疫から10年の節目であり、二度と発生させないという強い決意の下、関係者一丸となって防疫強化に取り組んでいるところでございます。

まず、水際防疫につきましては、不正な畜産物の持込みに対する罰則強化や、国に要望してきておりました探知犬が8月から宮崎空港に常時配備されるなど、体制強化が図られてきております。

また、農場防疫に係る立入調査につきまして

は、改正・強化されました飼養衛生管理基準に対応するため、生産者が自己点検した内容を、県が再点検しながら、遵守状況の確認を徹底しているところでございます。

具体的には、人や車両、さらには野生動物による農場へのウイルス侵入を防ぐため、防護柵等の整備や、作業動線を考慮した衣服・長靴の交換、そして、より細やかな消毒など、高いレベルでの防疫体制が構築できますよう、指導を強化しているところでございます。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。

次に、一ツ葉有料道路の有料継続から半年がたちました。その点についてお伺いしますが、県議会でも判断の分かれる選択でありましたけれども、有料継続後の利用状況と収益状況を、県土整備部長に確認します。

**○県土整備部長（明利浩久君）** 一ツ葉有料道路の利用状況と収益状況につきましては、有料継続後の3月から8月末までの6か月間におきまして、北線及び南線の合計で、交通量が約300万台、料金収入が約4億2,000万円となっており、前年度の同時期と比較しますと、交通量が約87%、料金収入は、料金値下げの影響もあり、約69%となっております。

**○渡辺 創議員** 有料継続を判断するに当たって、県は、必要額を確保する期間を短縮するよりも、通行料金の値下げ、普通車で200円から150円へということを選択したということでありまして、通行料金の変更は利用拡大に結びついたと認識されているかどうか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（明利浩久君）** 一ツ葉有料道路につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴います、県境をまたぐ移動制限や不要不急の外出自粛などの影響によ

り、交通量が大きく減少しておりますが、これは、全国の高速道路も同様の減少傾向にあります。

このため、現時点で、料金値下げが利用促進にどの程度つながったかを分析することは非常に厳しいところがございますが、5月14日の緊急事態宣言解除後には、国道219号広瀬バイパスの開通の効果もありまして、北線の利用台数は、前年比で6月が約115%、7月が約110%と増加していることから、一定の効果があったものと考えております。

しかしながら、今後も新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することも懸念されますことから、引き続き利用状況を注視してまいります。

**○渡辺 創議員** 広瀬バイパスの開通、そして新型コロナの拡大と、プラスとマイナスという両方の要因が今あっているところかと思っておりますので、状況把握としてはまだ時間がかかるのかなと理解しました。県として方針を決めて進めているわけですので、その点は引き続き冷静な視点で分析をお願いしたいと思います。

テーマを変えます。議会で活発な議論がなされた上で、県の大きな方針決定があった案件という意味では、東京の宮崎物産館新宿KONNEのリニューアルもそうであったかと思っております。リニューアル後の状況と県としての評価を、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（松浦直康君）** 新宿みやざき館KONNEの1階と2階を合わせた売上額につきましては、リニューアル後の平成30年度は2億8,500万円であり、改装工事期間を除く約8か月間で比較いたしますと、リニューアル前の約1.4倍となっております。

令和元年度も、新型コロナウイルスの影響を

受けるまでは、平成30年度と同程度であり、おおむね順調に推移していたものと認識しております。

また、新たに設けた機能といたしまして、イベントスペースでの物販催事、レストランでの県産食材を用いた郷土料理や本格焼酎の提供、大型ビジョンや観光相談コーナーでの本県のPRのほか、市町村イベント等に活用されるなど、食をはじめとした本県の魅力発信につながっているものと考えております。

**○渡辺 創議員** ぜひ、さらなる健闘、奮闘を期待したいと思います。一番の目的は、本来、宮崎県の発信力が向上していくということだと思いますので、ぜひその観点からも、さらに効果を高めていただきたいと思います。と思っております。

次に、企業局の地域振興事業、一ツ瀬川県民ゴルフ場について、企業局長にお伺いしてまいります。

指定管理者が替わり、大変な御努力を頂いていると理解しています。その上で、雨や新型コロナによるクローズが続いて、昨年度の運営状況もなかなか大変だっただろうと思っております。昨年度の決算も厳しい見込みではないかと考えておりますけれども、企業局長の認識をお伺いします。

**○企業局長（井手義哉君）** 一ツ瀬川県民ゴルフ場を運営する地域振興事業の昨年度の実績につきましては、平年に比べ雨の日が多かったことや、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月に臨時休業を行ったことなどの影響によりまして、ゴルフ場の利用者数は目標の約8割にとどまったところであります。

このため、指定管理者が企業局に納付する施設利用料が大きく減少したことにより、令和元年度の決算は1,230万余の純損失を計上する見込

みとなっております。

**○渡辺 創議員** 基本的なことを確認しますが、公営企業である企業局にとって、地域振興事業の目的はどうなりますでしょうか、企業局長。

**○企業局長（井手義哉君）** 地域振興事業の目的につきましては、公営企業の設置等に関する条例におきまして、「地域の特性を生かした豊かな県民生活のための施設・設備等を整備し、これを運用することにより、地域の振興に寄与する」ことと定められております。

**○渡辺 創議員** 今の状況、いろんな理由については、本当に同情に値すると思っております。ただ一方で、やはり2年続けて大幅な赤字という状況も現実であります。仮に同じような状況が恒常的に続くようであれば、企業局が行う事業として維持すべきなのか否かというのは、ニュートラルにゼロベースで検討する必要もあるのかもしれないと思っております。

この数年間、常任委員会で継続的にこの状況を見せていただきましたけれども、仮に、県民の健康増進、地域振興という意味で欠かせない施設であるという理由であれば、企業局でなかったとしても、別の維持の仕方もあるのかなということも頭をよぎるところではありますので、そのあたりの企業局長の見解をお伺いしたいと思っております。

**○企業局長（井手義哉君）** 地域振興事業は、低廉な料金で快適にゴルフを楽しめる環境を提供しているものでありまして、特に、平日は利用者の約8割が高齢者であるなど、県民の健康づくり、生きがいつくりにも貢献しているものと考えております。

一方、議員御指摘のとおり、地方公営企業として収支の均衡を図ることが重要でありますこ

とから、昨年度変更となりました新たな指定管理者の下で、コース改善などの利用環境の向上や、新たな利用者の開拓等に取り組んでいるところでもあります。

その成果もありまして、今年度の第1四半期の利用者数は、ほぼ目標どおりの実績を上げたところでありまして、今後とも、指定管理者との緊密な連携の下、様々な工夫を重ねながら、経営の安定化に取り組んでまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。いろいろ難しい問題かと思いますが、また御尽力を期待したいと思います。

ここから、災害関係でお伺いします。当初、防災拠点庁舎の関係についても質問を予定していましたが、昨日の二見議員の質問とも重なりますので、その点については項目ごと割愛させていただきます。

7月の熊本県を中心とした豪雨災害について伺います。県は職員派遣も行っていますが、熊本県での災害の経験を本県の防災対応にどのように生かしていくのか、危機管理統括監にお伺いします。

**○危機管理統括監（藪田 亨君）** 今回の派遣では、発災直後から約2か月弱の間、県及び市町村職員計59人、延べで申し上げますと381人を派遣いたしました。

派遣先で本県が担った業務は、災害対応に関する総合的な助言や調整、家屋の被害認定調査や罹災証明書交付事務など、いずれも災害時にしか発生しない業務であり、派遣職員は現地で互いに勉強しながらの対応となりました。

先般、派遣職員の報告会を開催したところでもありますけれども、職員の貴重な経験を通して、BCPの重要性と、継続した訓練の必要性

を再認識いたしますとともに、災害時にしか発生しない罹災証明書交付事務などにつきましても、日頃から研修会等を開催し、知識の習得を図っていく必要があると、強く感じたところでございます。

**○渡辺 創議員** 県土整備部長に伺います。豪雨災害は、人吉市周辺で河川氾濫によって大きな被害を引き起こしました。本県での治水対策への影響はありますでしょうか。

**○県土整備部長（明利浩久君）** 7月豪雨による球磨川流域での甚大な浸水被害など、近年の水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者が主体となった治水対策だけではなく、流域に関わる市町村、企業、地域住民等のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる取組が重要でございます。

具体的には、従来の河川整備に加え、既存ダムの有効活用、河川の急激な水位上昇を抑えるための遊水地や雨水浸透施設の整備、さらに、水害リスクを踏まえた土地利用規制などを適切に組み合わせ、効率的・効果的に治水安全度の向上を図っていく必要があると考えております。

今後とも、国や市町村、地域住民等とより一層連携を図りながら、治水対策のさらなる強化に取り組んでまいります。

**○渡辺 創議員** このテーマの最後にしますけれども、私はこれまでも本会議での質問等で、「コロナ禍を受けて、防災備蓄の在り方を見直す必要がある」と指摘してきましたが、災害時のためのマスクや消毒液等の備蓄状況はどうなっているか、危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（藪田 亨君）** 南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合、避難所での感染症予防等のため、マスクや消毒液は重

要な物資であると認識しております。

新型コロナウイルス感染症発生後、マスクや消毒液などの感染症予防対策用品につきましては、避難所を運営する市町村において、それぞれ備蓄が進められておりますけれども、県といたしましても、大規模災害を想定し、新たにマスクや消毒液を備蓄することとし、今議会に必要な予算措置をお願いしているところでございます。

**○渡辺 創議員** テーマを移ります。最後のテーマとなりますが、警察本部長にお伺いします。

警察・公安委員会の重要な業務の一つに、運転免許証に関わる事務があると思います。新型コロナウイルス禍では、特別な対応によって、手続きを踏めば更新期限の3か月延長が可能となりましたが、県警察としては、免許証更新業務に関してどのような取組を実施したでしょうか。

**○警察本部長（阿部文彦君）** 4月16日に、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されたことに伴い、免許更新者の感染防止を図るため、4月20日から5月17日までの28日間、県内の各運転免許センター及び運転免許更新業務を行う9警察署の運転免許更新業務を休止いたしました。

その後、緊急事態宣言の解除に伴い、5月18日から免許更新業務を再開しております。

このほか、新型コロナウイルス感染を心配され、免許更新をためらう方などを考慮し、各運転免許センター及び県内の全警察署では、運転免許の有効期限が本年12月28日までの方を対象に、本人の申出により、最大3か月間の免許有効期限の延長措置を実施しております。

**○渡辺 創議員** 延長措置を取るには、警察署で手続きが必要だというのは、思い込みも含めて

気づかなかった方もいらっしゃるのではないかなという印象があります。

そういううっかり失効も含めて、失効者が増えているのではないかという心配がありますけれども、本部長の見解をお伺いします。

**○警察本部長（阿部文彦君）** 議員御指摘のとおり、免許有効期限の延長には本人の申出が必要ですが、申出をしなくても自動的に有効期限が延長されるとの誤解を防ぐため、警察では、免許更新の案内はがきに、免許の有効期限延長は免許センターまたは警察署での申請が必要である旨を明記しているほか、各種メディアやインターネット等を使った広報等を行い、運転免許の失効防止に努めております。

なお、運転免許をうっかりなどの理由で失効した後に、再度免許を取得する手続を行った方は、本年7月末現在で1,069人で、過去4年間の平均と比べて約60人減少しております。

このため、県警といたしましては、コロナ禍において直ちに運転免許の失効者が増加したとの認識は持っていないところであります。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。執行部の皆さん、各質問に御対応いただきましたことに感謝を申し上げます。

最後に、一言だけ発言させていただきたいと思います。この第2波の新型コロナ禍、コロナ対応については、6月の一般質問でもいろいろと意見を述べさせていただきました。第2波において、知事は会見や県民への情報発信に、先頭に立って御奮闘いただいたと思います。これだけ難しい状況ですから、どの立場でどういう御判断をなされても、やはりいろんな声が県民からはあると思いますし、厳しい御意見も賛同の意見も、たくさんあると思います。

しかし、その中で、しっかり先頭で対処され

ている姿を示されたことで、大変強い我々のリーダーが頑張ってくださっているという気持ちを持たれた県民も少なくなかったと思っておりますので、そのことを、県民の一人としても感謝申し上げたいと思います。また、引き続き難しい状況に奮闘していただきたいと思います。

知事が3期目の選挙に出馬される出陣式の日に、各党の代表の方々と出陣式の御挨拶をさせていただいたことを思い出したんですが、そのときに、これまで2期の間、知事がたくさんの県民の声を聞いて県政を進めてきたのは事実だと思っています。3期目に入り、県内を面で捉えたり、塊で捉えているいろんなことを把握されるというのも大事な手法だと思いますが、やはりこれから先は、知事御自身、そしてまた県庁全体を挙げて、点の声であったり——もちろん全ての県民の声を受け止めて、全て反映させることは難しいということは重々分かっておりますけれども——一人一人が集まって宮崎県100万人を超える県民で構成されている、その点の存在をぜひ意識いただいて、時にはそこに目を向けていただく。その姿勢を既にお持ちだと思っておりますけれども、ぜひそれをお願いしたいということを申し上げました。

今回、冒頭で、コロナの状況で持続化給付金を受けられていない一人の女性のお話をしましたけれども、やはりそういう県民の集合体としての宮崎県があるということを、ぜひ知事に改めて——分かっていらっしゃると思いますが——御認識いただいて、これから県政運営を続けていただきたいと思っております。執行部の皆様にも同じことをお願いしたいと思っておりますので、そのことを申し上げまして、代表質問を終わります。

どうもありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時47分休憩

---

午後1時0分開議

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 公明党を代表して質問をさせていただきます、河野哲也でございます。

台風により被災された方々に対してのお見舞い、それと、椎葉村で不明になっている4名の皆様を今必死に捜索していただいている方々に感謝を申し上げながら、質問させていただきたいと思います。

コロナ禍におけるこれまでの公明党の政府への提言は、「命を守る」「生活を守る」「とりわけ弱者を守る」の3点に集約できます。命を守るには、医療体制を守らなければなりません。そのために、補正予算に加えて、新型コロナ患者を受け入れている病院の診療報酬を3倍にしました。また、医療従事者には最大20万円の慰労金が支給されることになりました。

公明党は、早くからワクチン・治療薬の開発と、海外からの調達を推進してきました。結果、大きく予算を獲得し、海外の製薬会社2社とワクチン供給の契約を締結することができました。

一方、暮らしを守るためには、雇用を守らなければなりません。そこで、事業の継続のために、持続化給付金や家賃支援給付金の制度を創設し、雇用調整助成金の特例措置も実施しました。

そして、弱者を守るためには、生活福祉資金の特例給付なども用意しました。学業の継続が困難な学生に対しては、学生支援緊急給付金を創設し、43万人の若者に最大20万円受け取ってもらっています。

それでも、先ほど午前中の渡辺議員の報告にあったように、これらの制度の谷間にいらっしゃる、制度がある意味そこまで目の届かないところで困っていらっしゃる方に関しては、しっかりと調査し、継続し、そして拡充していく、その姿勢は忘れてはいけないというふうには、公明党も思っております。

そこで、知事にお伺いします。

これまで、4つの柱をもって数次にわたりコロナ対策予算を編成していますが、9月補正におけるコロナ対策予算の目的・考え方をお伺いいたします。

今回の質問は、9月補正の件と、我々公明党県議団は各業界団体から令和3年度予算に対する要望を頂き、整理してつくりました。

そこで、総務部長にお伺いします。

近年の社会情勢下で雇用形態が複雑化し、また労働関係法の改正により、労務管理が煩雑化しています。一方、労働行政においても、働く方の健康保持を目的に、労働基準法や労働安全衛生法等の遵守を指導の重点項目としていることから、長時間労働やサービス残業等の是正勧告件数が増えています。常に改善する体制の構築のため、労働条件審査の実施が必要であります。

そこで、県の指定管理者において、適正な労働環境が確保されるよう、社会保険労務士による労働条件審査を導入してはいかがでしょうか。

以上で壇上からの質問は終わり、あとは質問



者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。コロナ対策予算の目的・考え方についてであります。

今議会におきましては、80億円をコロナ対策予算案として計上しております。これまで、コロナ対策として数次にわたる補正予算を編成し、その時々に応じた対策に取り組んでいるところであります。

今回は、事実上の第2波の発生を受けて、PCR検査のさらなる充実や感染防止策を図るとともに、国のGo To イートキャンペーンを活用した(仮称)ひなた食事券や第2弾プレミアム付商品券の発行を支援することにより、飲食店をはじめ幅広い業種において、全県的な消費喚起を促進し、秋以降の県内経済の再生・復興を図るなど、さらなる対策を講じてまいりたいと考えております。

これにより、一連のコロナ対策予算は総額で598億円となります。

今後引き続き、県内の状況を見極めながら、県民の命・健康・暮らしを守るため、必要となる施策を講じてまいります。以上であります。〔降壇〕

○総務部長(吉村久人君)〔登壇〕 お答えいたします。指定管理者における適正な労働環境の確保についてであります。

指定管理者において、労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされることは、公の施設における県民サービスの向上や適正な管理運営を図る上で大変重要であります。

このため県では、指定管理者の公募の際、労働関係をはじめ、遵守すべき法令を募集要項に示すとともに、候補者の選定において、業務執行のために必要な体制や適切な経費等の確認を

行っております。

また、施設の管理運営状況のモニタリングとして定期的実施している実地調査の際に、法令の遵守状況等の確認を行い、必要に応じて改善の指示を行っております。

御提案のありました労働条件審査は、専門性を高める上で一定の効果があると考えておりますので、この手法も含め、指定管理における適正な労働環境の確保の在り方について、他の自治体での取組も参考にしながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。以上です。

〔降壇〕

○河野哲也議員 知事の御答弁は、しっかりと、公明党の観点である命を守る、暮らしを守るという点で一致していると思っておりますので、今後とも、どうか確実にその施策の成果が上がるようお願いしたいと思います。

福祉保健部長にお伺いいたします。

コロナ禍で、保育現場では保育士の方々が戦々恐々と過ごされているとのこと。平成27年度から始まった新制度では、原則的な保育時間を8時間としつつ、1日の開所時間の基準が11時間と固定されました。このため、職員の配置が厳しく限界を超えている等々、保育現場の課題を数多くお聞きします。

具体的に、日々の計画・準備、評価・記録等が保育士の負担とならないような業務体制をつくっていききたい。

そこで、保育士の業務負担の軽減を図るため、県としてはどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 保育士の業務負担の軽減につきましては、関係団体や現場の保育士との意見交換の中におきまして、書類作成の軽減や休憩時間の確実な取得、休暇を取得

しやすい環境の整備など、職場環境の改善を求める声を多くお聞きしております。

このため、日々の保育記録の作成や登園・降園の管理、保護者との連絡など、保育所等における業務のICT化を進めているところであります。

さらに、今年度から新たに、保育士の業務をサポートする保育補助者や保育支援者の雇い上げ費用を補助する「働きやすい保育所等づくり緊急応援事業」に取り組んでいるところであります。今後こうした事業を通じまして、職場環境の改善に取り組む保育所等を支援し、業務負担の軽減につなげてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** ありがとうございます。

子供たちが集団で生活する場の最初が保育園等になると思います。発達障がいやグレーゾーンの子は、保育園では1クラス25人に1人から2人は見られると言われております。

既に乳児健診などで診断され、療育手帳を持っている子もいますが、まだ診断がついておらず、保護者も受診に積極的ではないケースもあり、対応が非常に難しいとされています。

そこで、発達障がいやグレーゾーンの園児への対応に苦勞する保育士に対し、県としてどのような支援に取り組んでいるのか、お伺いいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 発達障がいのある子供や特別な配慮を要する子供への対応につきましては、障がいの程度や一人一人の特性に応じた支援が大変重要であると考えております。

このため、県においては、対応に当たる保育士の専門的知識や技術の向上を図るため、専門分野ごとのリーダー的職員を対象とした「保育

士等キャリアアップ研修」におきまして、障がい児保育分野に関する研修を毎年実施しており、昨年度までに延べ971人が受講しております。

また、児童発達支援センターにおける保育体験研修や、保護者に対する支援の手法等を習得する「ペアレント・トレーナー養成講座」を開催するなど、研修機会の確保を図っているところであります。このような取組を通じて、今後も保育士の資質向上や人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** その研修を受ける余裕というか、時間というものも課題の一つとなっていると思いますので、そこもよろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっと視点を変えます。6月25日付で、医療従事者、障害福祉サービス施設、介護サービス施設等の職員に対する慰勞金の支給について国から通知がありました。当該職員は、感染すると重症化するリスクの高い利用者との接触を伴い、継続して提供が必要な仕事であること等、相当程度心身に負担のかかる中、強い使命感を持って業務に従事していることに対して、慰勞金を給付となりました。

ところが、8月26日付の国からの通知は、協力依頼でありました。「職員が慰勞金の申請を希望しているのに施設・事業所が申請してくれない、施設・事業所が派遣労働者や受託業務従事者の分の申請をしてくれないという声が国のコールセンターに数多く届いている。県に対して特段の配慮をお願ひしたい」とのことでした。

そこで、本県における慰勞金の申請状況についてお伺いします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 御指摘の新型

コロナの慰労金につきましては、医療や介護、障害福祉サービス等に従事する方々に迅速に給付するため、医療機関等が要件に該当する職員分を取りまとめ、各月末までに申請を行う一括申請を原則としております。

7月27日から受付を開始しまして、7月申請分のうち、601機関、7,221人の約4億円を8月に給付しております。現在、8月分の申請件数は集計中ではありますが、大幅に増える見込みとなっております。

10月末までを受付期間にしておりますので、慰労金が従事者の方々に早く届けられるよう、引き続き、県ホームページによる広報や医療機関等への周知並びにコールセンター等での相談に対応してまいります。

**○河野哲也議員** 国は保育士に関しては、この慰労金のメニューの中に入れていないんですね。保育士は外してしまいました。ところが、山形県は独自に地方創生臨時交付金を用いて、単独で保育士などの児童関係施設で働く人に慰労金を支給しているんです。「感染リスクがゼロでない中、子供の居場所を確保してもらっている」という理由だそうです。

慰労金の給付の理由をきちっと定めて——山形県とか、あと市町村でも幾つかあるようです。この臨時交付金については、県単独で準備ができるものというのがあると思いますので、保育士への慰労金について、県はどう考えているかお聞きします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 保育所等におきましては、国の緊急事態宣言等の発令中であっても、保育を必要とする子供たちを受け入れるため、感染防止対策を講じ、その多くが開所を継続されました。感染への不安を抱えながら勤務を継続された保育士等の御苦勞に、心か

ら感謝を申し上げたいと思います。

保育士等に対する慰労金につきましては、子供が新型コロナに感染した場合の重症化リスクが必ずしも高くはないことなどの理由によりまして、国がその対象外とした経緯などもございます。県として独自に慰労金を支給することは困難と考えております。

県としては、7月臨時議会で可決いただきました、保育所等感染拡大防止対策支援事業の執行を通して、感染症対策に関する業務の実施に伴う保育士等への手当などが1日でも早く保育士等に届けられるよう、事業の実施者である市町村や施設の管理者とも協力していきたいと思っております。

**○河野哲也議員** 7月の臨時議会で、保育所等感染拡大防止対策支援事業の執行がございましたが、保育士に直接報奨をといる、意味合いが違うなという気がします。また御検討をお願いしたいと思います。

母子を守るという観点から、保育士さんのことを今までただしてまいりました。

もう一点、その観点から、県の助産師会からの御意見を頂きました。母子を守る拠点となる産後ケアセンターの整備が必要だということでございます。今回の熊本での災害のときも、同じことが言えるとして、守らなければいけない母子の所在、支援物資をどこに、幾つ搬入させればよいのか分からなくなってしまったと。拠点がなければ、母子が守られない。宮崎も災害時にそういう状況にならないのかという御意見がありました。母子の支援をどうするんだということでありました。

「確かに支援事業はあるが、県と市町村で連携がなされていない。市町村の事業は凸凹だ。事業を一本化し、切れ目のない支援を行いた

い」と、助産師会の方がおっしゃっていました。

産後ケアの一層の充実のため、県内全体にサービス提供ができるよう、拠点となる産後ケアセンターの整備が必要と考えますが、どうでしょうか。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 出産後1年以内の母子に対しまして、心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業は、現在、県内19市町村で実施されております。国は、取組の強化のため、母子保健法を改正したところであり、この事業について法的に位置づけられるとともに、市町村による実施の努力義務が設定され、来年度施行されます。

この仕組みでは、市町村が、地域の病院、診療所、助産所等で産後ケアを行う施設を産後ケアセンターと位置づけまして、そのセンターにおける短期入所や通所、または居宅への訪問により、助産師等による産後ケアを行うこととされております。

県では、県内全ての市町村で産後ケア事業の実施体制が確保できるよう、引き続き市町村に対して、研修会の開催をはじめとする支援を行い、産後ケアの一層の充実を図ってまいります。

**○河野哲也議員** 拠点となるセンター、市町村でもいいと思いますけど、そこから事業が広がって、ここの市に行ったときにはこれだけ配慮があったよ、こっちの市に行ったときにはそういう配慮はないよというような凸凹の状態じゃない、そういう連携を取れる拠点をつくっていただきたいと思っています。助産師会の先生方と県が、ぜひ意見交換していただいて、丁寧な対応をお願いしたいと思います。

環境森林部長にお伺いいたします。

コロナ禍で原木価格の下落が続き、厳しい状況と聞いています。例年だと8月、9月で持ち直すところですが、県森連の原木市場における価格の動向についてお伺いいたします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 県森連の原木市場の平均価格につきましては、昨年の消費税引上げや米中貿易摩擦の影響などによりまして、10月以降下がりが始め、さらに今年に入り、新型コロナウイルス感染症の影響が加わり、1立方メートル当たり約8,400円まで下落し、7年ぶりの安値になったところでもあります。

その後、県内の原木市場では、長雨等により、例年に比べ出材量が減少しており、また、7月豪雨の影響を受けた県外からの買手が増えたことなどもあり、7月以降価格が反発し、8月の価格は約1万200円まで回復しております。

しかしながら、依然として新設住宅着工戸数が回復しないなど木材需要は低迷しておりますので、引き続き、原木価格の動向を注視してまいりたいと思います。

**○河野哲也議員** 現場の方々にお聞きしますと、「A材は価格を取り戻している。ただ、B・C材については、利用料等の経費で市場では取り戻せない。木質バイオマスで使ってもらおう」との声がありました。また、A材についても、コロナ禍により住宅着工の減少が長引けば、需要は落ち込み、価格の低迷につながることは必至であります。

このため、木材利用を促進するための県民などへの需要の喚起対策が必要になってくると考えております。

新型コロナウイルス感染症による木材需要の落ち込み対策として行う、住宅への取組についてお伺いいたします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 本県の木材需要は、住宅などの建築用が8割を占めておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、県内の新設住宅着工戸数は、5月から直近値の7月まで連続して、前年同月比2割以上のマイナスとなっております、その長期化が懸念されております。

このため県では、県産材の直接的な需要喚起を目的に、新築住宅1棟分の柱の提供やリフォーム経費への助成、また、新しい生活様式に対応した店舗改修等への支援などを実施いたしております。

さらに今月末からは、テレビCMの放映等による「木づかいキャンペーン」を集中的に展開することとしており、これらの取組によりまして、木材需要の早期回復につなげてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** この3つの事業、新築住宅の柱の提供、リフォーム経費の助成、店舗改修等を本当に集中してというか、コマースでやるというなら、しっかり提供するぐらいの事業をお願いしたいと思います。

ところで、延岡地区森林組合から、バーク（木の皮）の処理について要望を受けていました。「屋根つきの貯蔵スペースを設置したいが、県からの支援はないか」という内容でした。大量のバークは、長期間野ざらしにしておくと発酵し、熱を持つため発火し、ぼやを起こすこともあるそうです。

今後、バークの活用法を含めて検討が必要かと思っておりますので、県の支援等をお願いしたいと思います。

商工観光労働部長にお伺いいたします。

少子高齢化や過疎化の進展により、地域の経済活動を支える社会基盤の維持・存続が危ぶま

れていますが、地域の中小売業においても、大型店の出店や商業施設の郊外展開等に伴う購買力の流出により、商店街が疲弊しています。新型コロナウイルスの感染拡大により、県内の商工業者は大きな影響を受けていますが、特に小規模事業者は、事業の存続が危ぶまれているところもあり、深刻な状態が続いています。

このような中、国や県、市町村の緊急支援策によって、資金繰り支援や給付金の支給がなされたところでもあります。しかし、収束の気配はなく、経済的な影響は当分続くことから、さらなる支援を求めるとともに、新型コロナウイルスとともに、新しい生活様式に対応しつつ、地域資源を活用した、より魅力的な商品を作り出していく必要があります。

地域の経済活動を活性化するためには、地域資源を活用した特産品開発への支援が必要だと考えますが、県の取組をお願いいたします。

**○商工観光労働部長（松浦直康君）** 地域資源を活用した特産品の開発、特に、本県の強みである豊富な農林水産物を生かした食分野の新商品開発支援は、地場産業を育成し、地域経済の活性化を図る上でも重要でありますことから、様々な支援を実施しているところであります。

具体的には、「フード・オープンラボ」など、食品開発センターの設備・機能の充実や、ノウハウを活用した技術指導をはじめ、アドバイザー派遣による衛生管理の向上や、適切な食品表示のためのサポートなどを行っております。

また、農商工連携による新商品の開発などに要する経費への支援も行っておりまして、平成30年度までに商品化された件数は56件、そして、その年間売上額が5億円規模にまで増えてきております。

引き続き、このような商品開発の支援に取り組みながら、売上げの拡大も図ってまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 課題解決のために、今後とも国や県の施策を最大限に活用しながら、競争力・経済力の強化に向け、寄り添った支援を行い、その持続的な発展を図っていく必要があると思います。

開発した新商品をはじめ、県産品の販路拡大に今後どのように取り組んでいくのかをお伺いします。

**○商工観光労働部長（松浦直康君）** 県では、宮崎県物産貿易振興センターと連携し、県産品の販路拡大に取り組んでいるところであります。

具体的には、県のアンテナショップにおきまして、県産品の展示販売や、新商品のテストマーケティング、県産品販路開拓コーディネーターによる首都圏の小売店等への売り込み等を行っております。

また、大都市圏での展示商談会への県内事業者の出展支援や、百貨店等での物産展に際してのバイヤー招聘等にも取り組んでおりまして、昨年度に県が支援した展示商談会における成約件数は132件となるなど、一定の成果を上げております。

さらに今年度は、オンライン商談会やデジタルマーケティング手法の活用、ECサイトの充実等にも取り組んでおりまして、コロナ禍においても、県産品の販路拡大を図ることができるよう、効果的な施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 本県は、景気動向を表す指数が、リーマンショックの影響が深刻化した2009年に次ぐ低い状況となっています。先の見えな

い消費の落ち込みが懸念されることから、これまでにない消費刺激策が必要です。

新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、停滞した地域経済を回復させるためには、さらなる消費喚起策が必要であると思います。県の取組についてお伺いします。

**○商工観光労働部長（松浦直康君）** 県では、4月の全国的な緊急事態宣言により落ち込んだ地域経済を回復させるため、プレミアム付食事券やプレミアム付商品券の発行など、県民の応援消費を促す消費喚起策に取り組んできたところでございます。

こうした取組もあって、県内経済は一旦は持ち直しつつありましたが、その後、事実上の第2波に伴う休業要請等により、再び飲食店を中心に大きな打撃を受けたことから、追加の対策が必要と考え、今議会に提案しておりますとおり、国のG o T o イートキャンペーンを活用したプレミアム付食事券や、第2弾となるプレミアム付商品券の発行などにも取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、状況に応じた効果的な消費喚起策により、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 「イート」という言葉がただただ、皆さん積極的にこの事業に関わっていますよね。延岡も広告関係で色が変わったような、積極的に動き始めているなという実感があります。よろしくお願ひします。

農政水産部長に質問します。

コロナ禍は、物流の面にも様々な影響を及ぼしています。特に、農業県である本県にとって、消費地から遠方にあることから、将来にわたって農産物を安定して届けることが重要と考えています。

今年7月に国が示した骨太の方針では、新たな日常の構築の原動力となるデジタル化への集中投資や、環境整備の必要性を挙げ、DX、すなわちデジタルトランスフォーメーションを推進すると言及されています。DXとは、近年、目覚ましく進歩しているデジタルテクノロジーを駆使し、経営や事業の在り方、生活、働き方を変革する概念です。私も、今後の農産物の物流革新を図る上で重要な視点ではないかと考えています。

これらを踏まえ、農政水産部長に、今後の本県農産物の物流対策についてお伺いします。

**○農政水産部長（大久津 浩君）** コロナ禍の影響等でドライバー不足等の問題が加速化しております中で、働き方改革や新たな生活様式にも対応できる農産物輸送の再構築が求められているところでございます。

このため、県では先月、「みやざき農の物流DX推進協議会」を設立いたしまして、農業団体や農業法人、トラック、船舶業界の垣根を越えた連携体制を整えたところでございます。

本協議会では、物流拠点の集約化や効率的な共同輸送等の推進に加えまして、7月補正の「農産物の物流革新調査事業」により、電子タグや出荷予測システムといったデジタル技術の活用を視野に入れて、安定した物流量の確保など、今後の対応等につきまして検討することとしております。

県といたしましては、本協議会でいろいろな課題等を検証・共有しながら、持続可能で効率的な農産物の物流体制を構築してまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** ぜひ実現化してほしい、これはスピード感を持ってやっていただくとありがたいなと思います。まだこの事業は検証が主で

すよね。検証も大事なんですけど、実用化を、ぜひ宮崎県が先頭を切ってやっていただけるとありがたいなという思いでございます。

県土整備部長にお伺いします。

建設業、建築業、電業、それぞれ担い手不足への支援の要望を頂きました。喫緊の課題でございます。中途半端な考えでは解決しないと思っております。

建設産業の担い手不足の現状についてお伺いいたします。

**○県土整備部長（明利浩久君）** 建設産業は、社会資本の整備や維持管理を通じて、地域の経済や雇用を下支えするとともに、災害時における応急・復旧対応を担うなど、県民の生命や財産を守る大変重要な産業であります。少子高齢化が進む中、若年入職者が少なく、年々、高齢者への依存が高まっております。

平成27年の国勢調査においても、直近の5年間で、就業者が約2,000人減と、約4%減少しており、その年齢構成も、15歳から29歳の若年層の占める割合が1割であるのに対し、50歳以上は5割強となっております。

また、今年7月時点の有効求人倍率でも、全職種が約1倍である中、建築・土木技術者等が約5倍、建設技能労働者は約3倍と高止まりしており、こうした傾向が近年継続しているなど、慢性的に担い手不足の状況が続いております。

**○河野哲也議員** 建設労働者の高齢化が急速に進んでおり、このままでは、将来のインフラ整備や災害時等の緊急対応に困難が生じることが懸念されます。

担い手確保・育成については、業界としても、労働環境の改善を図るとともに、出前講座やテレビCM作成、広報に取り組んでおられる

と聞いております。

建設産業の担い手確保と育成を図るため、今後、県としてどのように取り組んでいくか、お伺いします。

**○県土整備部長（明利浩久君）** 建設産業における担い手の確保・育成に向けては、技術者の雇用や研修に対する直接的な支援に加え、産業としての魅力を高め、これらを発信していく取組が重要であります。

このため、産業開発青年隊における技術者育成のほか、若年層の入職や資格取得への支援、さらにはコロナ等による離職者の積極的な受入れを図るとともに、就活ガイドブックの作成などを通じて、建設産業の魅力を若い世代にアピールする取組を進めているところです。

また、公共工事の発注に当たりましては、適正な労務単価の設定、週休2日工事等の取組のほか、技能者の適切な評価につながる建設キャリアアップシステムの活用モデル工事を行うなど、処遇改善や生産性向上、職場環境の充実に力を入れております。

今後とも、関係機関との連携・協力の下、これらの施策の強化を図り、希望と魅力ある建設産業づくりを進めてまいります。

**○河野哲也議員** 建設業の方々も、今までの取組では変化がないぞということで、先ほど祝詞で申し上げた、積極的・具体的な取組をされています。県もこういうふうに具体的にさせていただいているんですけど、これで新たな人材が確保できると考えていますよね。今までと同じ動きじゃないかなとか、これじゃ変わらないぞという——すみません、これは意見です。よろしく御検討ください。

教育長にお伺いします。

キャリア教育の一環として、安心して働くこ

とのセーフティーネットでもある労働及び社会保険に関する法令の基礎知識や的確な職業観は、社会に出る前に身につけておく必要があります。

こうした見地から、社会保険労務士による出前講座として、県内高校をはじめ、短大、大学に派遣して講座を行っているということでございますが、「これから就活を始める生徒に対しての初めての講座だったが、みんな真剣に聞いている姿が印象的だった」という講師側の感想。受けた側の生徒の感想としては、「就職してもし問題があった場合、何を解決し、誰を頼ればよいかなど分かってよかった」等々の感想があったそうです。

今後この講座を積極的に行っていただきたいと考えるのですが、学校教育における社会保険労務士の活用についてお伺いします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 中学校や高校において、雇用や労働、社会保障を学ぶ際に、労務関係等の専門家であります社会保険労務士を活用することは、学習面だけでなく、キャリア教育の観点からも意義のあるものと考えております。

学校教育における外部人材の活用につきましては、現在、各学校において、学習分野の内容に応じて積極的に進められております。

県教育委員会といたしましては、今後、社会保険労務士を含め、多様な専門家や関係機関などの活用について、各学校へ情報提供してまいります。

**○河野哲也議員** ありがとうございます。

新型コロナウイルスによる市町村立小中学校及び県立学校の夏休みの短縮状況について、お伺いしたいと思います。

**○教育長（日隈俊郎君）** 新型コロナウイルス



感染症に伴う学習の遅れの手だての一つとして、夏休みの短縮等を行ってきたところでございますが、お尋ねの夏休みの短縮の日数につきましては、市町村立小中学校では、全体平均で8日程度であり、最も長かった自治体が17日となっております。また、7つの自治体が短縮を行っていない状況でございます。

県立学校では、全体平均で8日程度でございますが、最も長かった学校——これは定時制の学校になりますが——は20日となっております。また、5校が短縮を行っていない状況でございます。

**○河野哲也議員** いわゆる「白銀の3日間」と言われるんですね、夏休み明け。4月の最初の3日間というのは、「黄金の3日間」と教職の関係の方は言います。夏休み明けの3日間というのは、「白銀の3日間」とよく言われるんです。その3日間というのが非常に大事であるということが、教育界の常識になっています。夏休みが短縮されたその明けの3日間を含めて、今現在、始まったばかりだと思うんですけど、子供に対する配慮をしっかりとやっておかないと、いつもの夏休み明けの感覚で学校側が取り組んでしまうと、子供に大きな負担になってくるということです。

「休業明けに最も大切なことは、学力の遅れを取り戻すことではない、子供たちのストレスの軽減を第一の目的とするということ。ストレスのかかる学習活動の強要は、かえって逆効果である。発達障がいの子供たちへの配慮、いじめの予防、虐待リスクへの対応……、優先順位の高いものは数多くある。褒め、励まし、穏やかで、にこやかなコミュニケーションが取れている中でこそ、学力もまた安定してくる。安心して学習に向かうことのできる手だて、工夫を

考えていていただきたい」と、専門書の中にありました。

新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校の運営モデルということで、例示として挙げられているのが、1、児童はどのように登校するのか、2、教員はどのようにシフトするのか、3、授業時間の不足はどれくらいか、4、3密を回避するには授業にどのような工夫が必要なのか、そういう観点で学校運営をやろうとしているか、これが非常に大事だとありました。

「紙爆弾」とちまたで呼ばれることがあったそうですが、それは何かというと、「登校日に子供たちに大量のプリントを渡す、あるいはポストへ配るなどして、あとは丸投げで提出させるだけという課題の出し方だったと、多くの先生方の声を実際に聞きました」ということであります。

宮崎はそういうことはないと信じていますが、そういう状況があるということです。

そこで、例年とは異なる夏休み明けにおいて、子供たちが安心・安全な生活を送るために、学校ではどのような配慮が行われているかを伺いたいと思います。

**○教育長（日隈俊郎君）** お話にありましたように、今年の夏休みは、新型コロナウイルスの影響によりまして、期間の短縮、あるいは生活の制限など、例年と異なるものとなりまして、夏休み明けの子供たちの様子が大変心配されたところでございます。

このような中、各学校におきましては、「学校の新しい生活様式」に基づき、感染予防対策を行うとともに、子供たちの様子を細やかに観察し、必要に応じて心のケアを行うなど、子供たちが安心・安全な生活を送ることができるよ

う、様々な配慮を行っているところであります。

また、学校生活の充実のために、例えば体育大会——運動会でございますけれども——そういった子供たちが楽しみにしている学校行事についても、中止することなく工夫して実施するなど、子供たちが満足感を得られるような配慮を行っているところでございます。

**○河野哲也議員** まとめというか、全国連合小学校校長会の顧問である向山行雄さんがおっしゃっていることですが、「学校はもともと3密の起こりやすい環境である。心を寄せ合い、体を寄せ合い群れることで、子供は安心感を抱き成長していく、それを避けるということは、人格の形成や国家や社会の形成者としての資質の育成という教育の目的を果たせない危険性が生じる。危機感を持つ必要がある」ということでありました。

先ほどから繰り返すようですが、子供の状態というのは、今までの休み明けとは違うんだということを、しっかりと教育現場の先生方と教育委員会が共有していただいて、具体的に取り組んでいただきたいと思います。

すみません、制限時間にならないんですが、私の質問は以上で終わります。(拍手)

**○丸山裕次郎議長** 以上で代表質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時52分散会